

3水推第1463号  
令和4年3月8日

北海道知事 殿

農林水産事務次官

「沿岸漁業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

第204回国会において成立した地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号）による沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）の一部改正に伴い、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）等について所要の改正が行われた。

今回の改正において、平成28年度の地方分権推進に係る都道府県からの提案を受け、現行の都道府県による貸付方式に加え、都道府県から資金貸付けを受けた融資機関が沿岸漁業従事者等に貸付けを行う転貸融資方式及び貸付けを受けようとする者が実施しようとする事業に関する計画を都道府県知事が認定する計画認定制度が導入されたことから、別添新旧対照表のとおり「沿岸漁業改善資金助成法の施行について」（54水研第613号農林水産事務次官依命通知）の一部が改正されたので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な実施に特段の配慮をお願いする。

なお、本次官通知については、令和4年4月1日から適用するので、併せて御了知願いたい。  
以上、命により通知する。

改正後		現 行	
沿岸漁業改善資金助成法の施行について		沿岸漁業改善資金助成法の施行について	
第1～第2 (略)	第1～第2 (略)	第1～第2 (略)	第1～第2 (略)
第3 沿岸漁業改善資金の貸付け	第3 沿岸漁業改善資金の貸付け	第3 沿岸漁業改善資金の貸付け	第3 沿岸漁業改善資金の貸付け
1 沿岸漁業改善資金 (略)	1 沿岸漁業改善資金 (略)	1 沿岸漁業改善資金 (略)	1 沿岸漁業改善資金 (略)
(1) 「経営等改善資金」とは、 <u>経営等改善措置</u> （沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の加工方式の導入を含む。以下同じ。）又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入に必要な資金で令第2条に定めるものである（法第2条第2項）。			
(2) 「生活改善資金」とは、沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するたために普及を図ると認められる合理的な生活方式の導入に必要な資金で令第3条に定めるものである（法第2条第3項）。	(2) 「生活改善資金」とは、沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するたために普及を図ると認められる合理的な生活方式の導入に必要な資金で令第3条に定めるものである（法第2条第3項）。	(2) 「生活改善資金」とは、沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するたために普及を図ると認められる合理的な生活方式の導入に必要な資金で令第3条に定めるものである（法第2条第3項）。	(2) 「生活改善資金」とは、沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するたために普及を図ると認められる合理的な生活方式の導入に必要な資金で令第3条に定めるものである（法第2条第3項）。
(3) 「青年漁業者等養成確保措置（青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術 <u>を実施することをいう。以下同じ。）を実施するため</u> に必要な資金で令第2条に定めるものである（法第2条第2項）。	(3) 「青年漁業者等養成確保措置（青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術 <u>を実施することをいう。以下同じ。）を実施するため</u> に必要な資金で令第2条に定めるものである（法第2条第3項）。	(3) 「青年漁業者等養成確保措置（青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術 <u>を実施することをいう。以下同じ。）を実施するため</u> に必要な資金で令第2条に定めるものである（法第2条第3項）。	(3) 「青年漁業者等養成確保措置（青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術 <u>を実施することをいう。以下同じ。）を実施するため</u> に必要な資金で令第2条に定めるものである（法第2条第3項）。
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)
3 沿岸漁業改善資金の貸付けの条件 (1) (略) (2) (略)			
農商工等連携促進法第14条第2項に定める資金を借り受ける場合	農商工等連携促進法第14条第2項に定める資金を借り受ける場合	農商工等連携促進法第14条第2項に定める資金を借り受ける場合	農商工等連携促進法第14条第2項に定める資金を借り受ける場合
農林漁業バイオ燃料法第10条に定める資金を借り受ける場合	農林漁業バイオ燃料法第10条に定める資金を借り受ける場合	農林漁業バイオ燃料法第10条に定める資金を借り受ける場合	農林漁業バイオ燃料法第10条に定める資金を借り受ける場合
六次産業化法第11条第2項に定める資金を借り受ける場合	六次産業化法第11条第2項に定める資金を借り受ける場合	六次産業化法第11条第2項に定める資金を借り受ける場合	六次産業化法第11条第2項に定める資金を借り受ける場合
第4条第1項に定めるところ	第4条第1項に定めるところ	第4条第1項に定めるところ	第4条第1項に定めるところ
第6条第1項に定めるところ	第6条第1項に定めるところ	第6条第1項に定めるところ	第6条第1項に定めるところ
(略)	(略)	(略)	(略)
賃 付 内 容	賃 付 内 容	賃 付 内 容	賃 付 内 容
償還期間及び据置期間	償還期間及び据置期間	償還期間及び据置期間	償還期間及び据置期間
償還期間は12年を超えない範囲内で、それの資金種類ごとに、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号。以下「農商工等連携促進法施行令」という。） <u>第4条第2項</u> に定めるとおり。	償還期間は12年を超えない範囲内で、それの資金種類ごとに、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号。以下「農商工等連携促進法施行令」という。） <u>第4条第2項</u> に定めるとおり。	償還期間は12年を超えない範囲内で、それの資金種類ごとに、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号。以下「農商工等連携促進法施行令」という。） <u>第4条第2項</u> に定めるとおり。	償還期間は12年を超えない範囲内で、それの資金種類ごとに、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号。以下「農商工等連携促進法施行令」という。） <u>第4条第2項</u> に定めるとおり。
農林漁業バイオ燃料法第10条に定める資金を借り受ける場合	農林漁業バイオ燃料法第10条に定める資金を借り受ける場合	農林漁業バイオ燃料法第10条に定める資金を借り受ける場合	農林漁業バイオ燃料法第10条に定める資金を借り受ける場合
第6条第1項に定めるところ	第6条第1項に定めるところ	第6条第1項に定めるところ	第6条第1項に定めるところ
第4条第1項に定めるところ	第4条第1項に定めるところ	第4条第1項に定めるところ	第4条第1項に定めるところ
第4条第2項に定めるところ	第4条第2項に定めるところ	第4条第2項に定めるところ	第4条第2項に定めるところ
第4条第1項に定めるところ	第4条第1項に定めるところ	第4条第1項に定めるところ	第4条第1項に定めるところ
(略)	(略)	(略)	(略)
賃 付 内 容	賃 付 内 容	賃 付 内 容	賃 付 内 容
償還期間及び据置期間	償還期間及び据置期間	償還期間及び据置期間	償還期間及び据置期間
東日本大震災特財法第115条の規定により償還期間は13年を超えない範囲内、据置期間は6年を超えない範囲内、それの資金種類ごとに、東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定	東日本大震災特財法第115条の規定により償還期間は3年を超えない範囲内、据置期間は6年を超えない範囲内、それの資金種類ごとに、東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定	東日本大震災特財法第115条の規定により償還期間は3年を超えない範囲内、据置期間は6年を超えない範囲内、それの資金種類ごとに、東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定	東日本大震災特財法第115条の規定により償還期間は3年を超えない範囲内、据置期間は6年を超えない範囲内、それの資金種類ごとに、東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定

	の施行等に関する政令（平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。）第7条第3項の規定により読み替えて適用する令第2条から第4条までに定めるとおり。
農商工等連携促進法第14条第2項に定める資金を借り受ける場合	東日本大震災特財法第122条第3項の規定により償還期間は15年を超えない範囲内、据置期間は8年を超えない範囲内で、それぞれの資金種類ごとに、東日本大震災特財令第13条第5項の規定により読み替えて適用する農商工等連携促進法施行令第4条第1項に定めるとおり。
農林漁業バイオ燃料法第10条に定める資金を借り受ける場合	東日本大震災特財法第123条第3項の規定により償還期間は15年を超えない範囲内で、それぞれの資金種類ごとに、東日本大震災特財令第14条第4項の規定により読み替えて適用する農林漁業バイオ燃料法施行令第6条に定めるとおり。
六次産業化法第11条第2項に定める資金を借り受ける場合	東日本大震災特財法第126条第3項の規定により償還期間は15年を超えない範囲内、据置期間は8年を超えない範囲内で、それぞれの資金種類ごとに、東日本大震災特財令第17条第5項の規定により読み替えて適用する六次産業化法施行令第4条第1項に定めるとおり。
	(略)
	(3) (略) 4 (略)
	5 貸付資格の認定 <u>(1) 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者は、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（農商工等連携促進法第8条第1項に規定する認定農商工等連携事業にあっては農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第2条第3項に規定する生産製造連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第5条第2項の認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第9条第1項に規定する認定総合化事業にあっては六次産業化事業計画を含む。以下「事業計画」という。）を作成し、これを、個人にあっては氏名及び住所、会社その他の団体にあっては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した認定申請書に添付して都道府県知事に提出し、貸付資格の認定を受けなければならない（法第7条第1項及び規則第4条）。</u> <u>(2) 事業計画に記載する事項は、次のとおりである（法第7条第2項）。</u> <u>ア 経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置の内容及び実施時期</u> <u>イ 経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置を実施するのに必要な資金の種類及び額並びにその調達方法</u> <u>(3) 都道府県知事は、申請者が経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置を実施することにより、沿岸漁業の経営状態の改善、沿岸漁業従事者等の生活の改善又は近代的な経営方法若しくは技術を実地に習得する見込みがあると認められる場合は、沿岸漁業改善資金の貸付資格を認定するものとする。</u>
	6 貸付けを行う融資機関 <u>(1) 経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金については、都道府県から直接貸すもののほか、次に掲げる者（以下「融資機関」という。）からも貸付けが行われる（法第3条第2項及び令第6条）。</u> <u>ア 農林中央金庫</u> <u>イ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合</u> <u>ウ 水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会</u> <u>エ 信用金庫</u> <u>オ 銀行</u>
	(2) 融資機関が行う経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の貸付けの条件等（貸付金の限度額、貸付金の利率、償還期間及び据置期間、期限前償還、支払の猶予並びに違約金）は、都道府県から直接貸付けられる場合と同じであり、また、同様に都道府県知事から貸付資格の認定を受けなければならない（法第

(3) 融資機関が経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金を漁業者等へ貸し付ける場合、都道府県は融資機間に過度の負担を負わせることのないよう配慮すること。  
7 都道府県の融資機関への貸付け  
 (1) 都道府県が法第3条第2項の規定により融資機間に貸し付ける資金（以下「都道府県貸付金」という。）は無利子とされ、その償還方法その他必要な貸付けの条件の基準は次のとおりである（法第12条第1項及び令第8条第1項）。

ア 償還期間は、11年（4年以内の据置期間を含む。）以内とすること。

イ 融資機関は、都道府県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならないものとすること。

ウ 融資機関は、都道府県知事が当該融資機間に貸し付ける貸権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認められたる場合において、その業務及び資産の状況に關し報告を求めるときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとすること。

(2) また、融資機関が法の定めるところにより償還金の支払を猶予したときの都道府県貸付金に係る償還金の履行期限については、融資機間に不測の負担を負わせることのないよう、その延長ができるようにしている（令第8条第3項）。

8 都道府県による貸付け

(1) 都道府県から経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の貸付けを受けようとする者は、貸付資格の認定申請書と併せて貸付申請書を都道府県知事に提出するものとする（法第7条第1項）。

(2) 都道府県は、貸付資格の認定の審査と貸付けの審査を一体的に行い、その結果を申請者に通知するものとする。

9 融資機関による貸付け

(1) 融資機関から経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の貸付けを受けようとする者は、貸付資格の認定申請書を都道府県知事に、借入申込書を融資機間に提出するものとする。この場合、都道府県知事宛ての貸付資格の認定申請書には、融資機間に提出した借入申込書の写しを添付するものとする（法第12条第2項において準用する法第7条第1項）。

(2) 都道府県は、貸付資格の認定をしたときは、当該認定に係る者が経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の貸付けを受けようとする融資機間にその旨を通知するものとする。

(3) 都道府県は、(2)の融資機関から都道府県貸付金の貸付け申請があつたときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当と認めたときは、都道府県貸付金を当該融資機間に貸し付けるものとする（法第3条第2項）。

10 貸付資格の認定申請手続

(1) 都道府県に対する法第7条の貸付けの申請は、貸付けを受けようとする者が、認定申請書に事業計画書に事業計画及び貸付申請書（融資機関から貸付けを受けることを希望する者にあっては、借入申請書の写し）その他都道府県知事が必要と認める書類を添え、これをその者（申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、当該申請者に係る認定農商工等連携事業又は認定総合化事業を行う沿岸漁業従事者等。以下同じ。）の住所地をその地区内に含む都道府県の水産事務所等（都道府県の水産関係の地方出先機関をいう。以下同じ。）に送付するものとする。

（2）により事務の再委託を受けたものを経由して行うものとする。漁業協同組合は、当該申請に係る貸付け申請書（事業計画書を含む。以下同じ。）を当該申請に係る貸付けを受けようとする者の住所地をその管轄区域内に含む都道府県の水産事務所等又は都道府県の沿岸漁業改善資金の担当課（以下「資金担当課」という。）に提出させ、又は直接に水産事務所等又は都道府県の沿岸漁業改善資金の担当課（以下「資金担当課」という。）に提出させるることとして差し支えない。

なお、都道府県が必要と認めるときは、上記以外の漁業協同組合、市町村又は漁業協同組合連合会を経由させ、又は直接に水産事務所等又は都道府県の沿岸漁業改善資金の担当課（以下「資金担当課」という。）に提出せることとして差し支えない。

(2)～(4) (略)  
 11 期限前償還  
 (略)

(2)～(4) (略)  
 6 期限前償還  
 (略)

## 12 支払の猶予

### 7 支払の猶予

(1) 借受者の償還能力に不測の変動が生じた場合には、都道府県は償還金の支払を猶予することができます（法第10条）。この都道府県が支払の猶予をなし得るやむを得ない理由は、災害のほか、一般的に借受者の償還能力に影響を及ぼす度合の強いと見られる借受者（その者が団体である場合は、その団体を構成する個人）又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷である（令第7条）。災害には、暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、赤潮、海水汚染、海水異常現象及び病虫害のほか、火災及び盜難等も含まれる。

なお、法第10条及びこれに基づく令第7条の規定は、この制度を円滑に運営するためには、償還金を確保することが前提条件であることをかんがみ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6の履行延期の特約等の規定の適用範囲を災害等必要最小限の場合に限定したものである。

従って、災害その他令第7条に規定された事由により支払猶予することはできない。この支払猶予の理由に該当する場合であっても、貸付金の償還が著しく困難であるときには、支払猶予を行わないことはいうまでもない。

(2) 支払猶予の申請は、借受者が支払猶予申請書に都道府県の指定する証明書を添え、5の（1）及び（4）に準じて都道府県に提出して行うものとする。

13 違約金  
(略)

#### 第4 各資金の趣旨、借受主体、貸付内容等

##### 1 経営等改善資金

(1) ~ (6) (略)  
(削る。)

(7) 令第2条の表の第5号、農商工等連携促進法施行令第4条第1項の表の第5号、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号。以下「農商工等連携促進支援措置省令」という。）第4条第5号の「農林水産大臣が定める基準」は、次に掲げるとおりとした。

ア 当該水域への当該養殖技術の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。

イ 当該水域において当該養殖技術の普及度が十分でなく、当該養殖技術の導入が展示的効果及び波及的効果を有するものであること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、水産庁長官が別に定める基準

(8) 令第2条の表の第5号、農商工等連携促進法施行令第4条第1項の表の第5号及び農商工等連携促進支援措置

省令第4条第5号の「農林水産大臣が定める種類」は、次のとおりとされた。

区分	種類	
魚類	あいご 二類 よう ひらめ あかがい 真珠貝 あらめ わかれ いせえび 甲殻類 頭足類 その他	あいなめ かれい なまず ふだい あさり たにし いぎす いわむし いか いわむし もくずがに いわむし うに えらこ 二かい すっぽん なまこ ほや
貝類	あじ類 きす にべ べら べりや ぼら まぐろ めじな はざ類 はぜ はた類 はたはた はた類 はまぐろ さざえ さるぼう しじみ ほつきがい みるくい ひじき ふのり ひとえぐさ まつも	
藻類	かなぎ きゅう たい類 はらふぐ はぎ類 はぎ類 はぎ類 はまぐり ほつき こんぶ のり ひじき ふのり ひとえぐさ まつも	
	うなぎ さけ類 さより すずき てらびあ どじ めじな まぐろ さるぼう しじみ みるくい ひとえぐさ まつも	

(9) 令第2条の表の第5号、農商工等連携促進法施行令第4条第1項の表の第5号、農商工等連携促進支援措置省令第4条第5号の「農林水産大臣が定める養殖技術」は次のようになされた。

ア 混合養殖技術

(削る。)

イ 沈下式又は浮沈式のいけすによる養殖技術

ウ 淡水魚の海水馴化に係る養殖技術

エ アからウに掲げるもののほか、水産庁長官が別に定める養殖技術

(10) (略)

(削る。)  
ア 第2条の表の第6号、農商工等連携促進法施行令第4条第1項の表の第6号及び農商工等連携促進支援措置省令第4条第6号の「農林水産大臣が定める基準」は、次に掲げるとおりとされた。  
エ 水産資源の適正な管理を目的として次に掲げるいずれかの取決めが締結され、かつ、当該取決めに基づき、資源管理措置を実施するものであること。

(ア) 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第13条第1項の認定を受けた資源管理協定

(イ) 水産業協同組合法第11条の3第1項の認可を受けた資源管理規程

(ウ) 渔業法（昭和24年法律第267号）第125条第1項の認定を受けた協定

(エ) (ア)から(ウ)までに準ずる取決めであって、次に掲げる事項を定めたもの（以下「資源管理計画」という。）であること。

① 資源管理の対象並びに水産資源及び漁業の種類  
② 水産資源の管理の方法  
③ 資源管理計画の有効期間  
④ 資源管理計画に違反した場合の措置

⑤ その他必要な事項

イ 当該漁業生産方式の普及度が十分でなく、当該漁業生産方式の導入が、展示的効果及び波及的効果を有するものであること。  
ウ 当該水域への当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。

(11) (略)

(12) (略)  
（13）令第2条の表の第7号、農商工等連携促進法施行令第4条第1項の表の第7号、農商工等連携促進支援措置省令第4条第7号の「農林水産大臣が定める基準」は、次に掲げるとおりとされた。  
エ 養殖漁場環境の保全及び養殖魚の安全性の確保を目的とし、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化するものとして次に掲げるいずれかの取組がされること。  
（ア）持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第5条第2項に規定する認定漁場改善計画に基づく取組  
（イ）（ア）に準ずる取組であって、次に掲げる事項を定めた取決め（以下「漁場環境適正化管理協定」という。）に基づく取組

① 漁場環境適正化管理の対象となる漁場及び養殖魚種  
② 漁場環境適正化の管理の方法  
③ 漁場環境適正化管理協定の有効期間  
④ 漁場環境適正化管理協定に違反した場合の措置  
⑤ その他必要な事項

イ 当該水域において当該漁業生産方式の普及度が十分でなく、当該漁業生産方式の導入が展示的効果及び波及的効果を有するものであること。  
ウ 当該水域への当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。

(14) (略) • (15) (略)

(16) 救命消防設備購入資金は、海難等の非常時に備え、救命設備又は消防設備を導入するための資金であり、この資金の貸付けは、救命胴衣、消火器、イーパブ若しくはレーダートランスポンダであつて、船舶安全法第6条の4第1項の型式承認（以下「型式承認」という。）を受け、同項の検定（以下「検定」という。）に合格したものの又は小型漁船緊急連絡装置の購入に限り、行われることとした。

(17) ~ (20) (略)

2 生活改善資金

(1) ~ (4) (略)

(5) 婦人・高齢者活動資金は、家族関係の円滑化を図る観点から、漁家の婦人又は高齢者が生きがいを持つて自主的に共同して行う水産動植物の採捕、養殖、加工その他の生産活動を助長するのに必要な資金で、貸付けの具体的な対象は、機器等の設置費及びこれらの機器等を利用して行う生産活動に要する費用（種苗費、飼料費、原材料費、機器等の設置費及びこれらの機器等を利用することで行う生産活動に要する費用）である。

(7) (略)

(削る。)

(8) (略)

(削る。)

(9) • (10) (略)

(11) 救命消防設備購入資金は、海難等の非常時に備え、救命設備又は消防設備を導入するための資金であり、この資金の貸付けは、救命胴衣、消火器、イーパブ若しくはレーダートランスポンダであつて、船舶安全法第6条の5第1項の型式承認（以下「型式承認」という。）を受け、同項の検定（以下「検定」という。）に合格したものの又は小型漁船緊急連絡装置の購入に限り、行われることとした。

(12) ~ (15) (略)

2 生活改善資金

(1) ~ (4) (略)

(5) 婦人・高齢者活動資金は、家族関係の円滑化を図る観点から、漁家の婦人又は高齢者が生きがいを持つて自主的に共同して行う水産動植物の採捕、養殖、加工その他の生産活動を助長するのに必要な資金で、貸付けの具体的な対象は、機器等の設置費及びこれらの機器等を利用して行う生産活動に要する費用（種苗費、飼料費、原材料費、機器等の設置費及びこれらの機器等を利用することで行う生産活動に要する費用）である。

費、資材費等)とする。ただし、漁船の建造又は購入費用、土地の購入費用及び建物の設置又は購入費用は、貸付けの対象としない。

なお、漁船に設置し又は備え付ける機器等に係る資金の貸付けについては、漁船の安全を確保する観点から、第4の1の(3)のただし書き及び同(11)の後段の規定の例によることとする。

(6) (略)

3 青年漁業者等養成確保資金

(1) ~ (3) (略)

(削る。)

(4) 令第4条の表の第1号の「農林水産大臣が定める基準」は、次のア又はイに掲げるとおりとされた。  
ア 原則として5日以上の期間の国内研修であつて、水産庁長官が別に定める基準に従い沿岸漁業に関する教育・試験研究機関において若しくは近代的な沿岸漁業を営んでいる者の下で滞在して受けるもの又は沿岸漁業に従事する上で必要な資格を取得するための講習を受けるものであること。  
イ 原則として30日を超える期間の国外研修であつて、水産庁長官が別に定める外国の教育・研修機関において又は当該外国の受入れ機関が推せんする近代的な沿岸漁業を営んでいる者の下で滞在して受けるものであることを。

(5) 令第4条の表の第2号の「農林水産大臣が定める基準」は、次に掲げるとおりとされた。  
ア 青年漁業者又はその組織する団体が情報開通機器又は制御装置等を導入し、当該青年漁業者が、当該情報開通機器を用いて各種経営情報の収集・活用、経営状況の把握・分析等を行う経営方法又は当該制御装置等を用いて漁具・施設の効率的な管理等を行う技術を習得するものであつて、経営能力の高度化に資するものであることを。

イ 沿岸漁業の生産性向上に資するとともに、将来、広範に普及すると見込まれる経営方法又は技術であることを。

(6) 令第4条の表の第3号の「農林水産大臣が定める基準」は、次に掲げるとおりとされた。  
ア 本資金の貸付けの対象となる沿岸漁業の経営は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。  
(ア) 漁業外からの新規参入者その他の沿岸漁業経営の承継者でない者が新たに開始する経営  
(イ) 沿岸漁業経営の承継者が開始する経営  
(ウ) 将来、沿岸漁業経営を承継することが見込まれる者が、近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するため新たに開始する一の区分された沿岸漁業部門の経営  
イ 当該青年漁業者又はその組織する団体の導入しようとする経営又は技術が、当該水域における沿岸漁業の振興上必要かつ適切なものであることを。  
ウ 当該青年漁業者又はその組織する団体の開始する経営が漁業権漁業に係るものである場合には、漁業権の行使が可能であると見込まれること。  
エ アの(ア)及び(イ)の経営にあつては、経営の基礎の形成のための年次計画を明確にした経営計画及び計画達成後の基本的経営方針が定められている場合に貸付けを行うこととする。

(7) (略)

(8) 青年漁業者等養成確保資金の貸付け内容は次のとおりとする。

ア・イ (略)  
ウ 漁業経営開始資金にあつては、漁船の建造、取得又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等経営に必要な一切の経費とする。ただし、土地の購入費用及び次に掲げる経営に該当する場合における漁船の建造及び取得費用は、対象外とする。  
(ア) 沿岸漁業経営の承継者が開始する経営であつて、漁船を承継するもの  
(イ) 将来、沿岸漁業経営を承継することが見込まれる者が、近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するため新たに開始する一の区分された沿岸漁業部門の経営

なお、漁船に係る資金の貸付けについては、当該漁船が船舶安全法第2条第1項の適用のある漁船であるときには、当該漁船が臨時検査等を受け、これに合格することを貸付けの条件とし、また、漁船法(昭和25年法律第178号)第4条第1項の適用のない漁船であつても動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水产省告示第1091号)に適合していることを条件とする。  
また、漁船に設置し又は備え付ける機器等に係る資金の貸付けについては、漁船の安全を確保する観点から、第4の1の(3)のただし書き及び第4の1の(11)の後段の規定の例によることとする。

費、資材費等)とする。ただし、漁船の建造又は購入費用、土地の購入費用及び建物の設置又は購入費用は、貸付けの対象としない。

なお、漁船に設置し又は備え付ける機器等に係る資金の貸付けについては、漁船の安全を確保する観点から、第4の1の(3)のただし書き及び同(16)の後段の規定の例によることとする。

(6) (略)

3 青年漁業者等養成確保資金

(1) ~ (3) (略)

(4) 令第4条の表の第1号の「農林水産大臣が定める基準」は、次のア又はイに掲げるとおりとされた。  
ア 原則として5日以上の期間の国内研修であつて、水産庁長官が別に定める基準に従い沿岸漁業に関する教育・試験研究機関において若しくは近代的な沿岸漁業を営んでいる者の下で滞在して受けるもの又は沿岸漁業に従事する上で必要な資格を取得するための講習を受けるものであること。  
イ 原則として30日を超える期間の国外研修であつて、水産庁長官が別に定める外国の教育・研修機関において又は当該外国の受入れ機関が推せんする近代的な沿岸漁業を営んでいる者の下で滞在して受けるものであることを。

(5) 令第4条の表の第2号の「農林水産大臣が定める基準」は、次に掲げるとおりとされた。  
ア 青年漁業者又はその組織する団体が情報開通機器又は制御装置等を導入し、当該青年漁業者が、当該情報開通機器を用いて各種経営情報の収集・活用、経営状況の把握・分析等を行う経営方法又は当該制御装置等を用いて漁具・施設の効率的な管理等を行う技術を習得するものであつて、経営能力の高度化に資するものであることを。

イ 沿岸漁業の生産性向上に資するとともに、将来、広範に普及すると見込まれる経営方法又は技術であることを。

(6) 令第4条の表の第3号の「農林水産大臣が定める基準」は、次に掲げるとおりとされた。  
ア 本資金の貸付けの対象となる沿岸漁業の経営は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。  
(ア) 漁業外からの新規参入者その他の沿岸漁業経営の承継者でない者が新たに開始する経営  
(イ) 沿岸漁業経営の承継者が開始する経営  
(ウ) 将来、沿岸漁業経営を承継することが見込まれる者が、近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するため新たに開始する一の区分された沿岸漁業部門の経営  
イ 当該青年漁業者又はその組織する団体の導入しようとする経営又は技術が、当該水域における沿岸漁業の振興上必要かつ適切なものであることを。  
ウ 当該青年漁業者又はその組織する団体の開始する経営が漁業権漁業に係るものである場合には、漁業権の行使が可能であると見込まれること。  
エ アの(ア)及び(イ)の経営にあつては、経営の基礎の形成のための年次計画を明確にした経営計画及び計画達成後の基本的経営方針が定められている場合に貸付けを行うこととする。

(7) (略)

(8) 青年漁業者等養成確保資金の貸付け内容は次のとおりとする。

ア・イ (略)  
ウ 漁業経営開始資金にあつては、漁船の建造、取得又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等経営に必要な一切の経費とする。ただし、(6)のアの(イ)に該当するものであつて漁船を承継するもの又は(6)のアの(ウ)に該当するものにおいては、漁船の建造及び取得費用は対象外とする。  
また、土地の購入費用については対象外とする。

なお、漁船に係る資金の貸付けについては、当該漁船が船舶安全法第2条第1項の適用のある漁船であるときには、当該漁船が臨時検査等を受け、これに合格することを貸付けの条件とし、また、漁船法(昭和25年法律第178号)第4条第1項の適用のない漁船であつても動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水产省告示第1091号)に適合していることを条件とする。  
また、漁船に設置し又は備え付ける機器等に係る資金の貸付けについては、漁船の安全を確保する観点から、第4の1の(3)のただし書き及び第4の1の(16)の後段の規定の例によることとする。

## 第5 特別会計の設置

- (1) 都道府県が法第3条第1項及び第2項の事業を行う場合には、他の一般の歳入歳出と区分するため、当該事業の経理は、特別会計を設けて行わなければならない（法第13条）。
- (2) この特別会計の設置は、法第13条第1項において義務づけられ、その根拠が与えられているので、都道府県の条例の制定を要しない。
- (3) 特別会計の歳入歳出の経理は、貸付勘定及び業務勘定に区分して行うこととされているが（令第7条）、各勘定において経理すべき歳入歳出の内容は別表のとおりとし、貸付勘定においては、沿岸漁業改善資金の経理状況が明らかになるようにするものとする。なお、この勘定区分を定めるほかは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第14条から第16条の2までの規定によるものとする。
- (4) (略)

## 第5 特別会計の設置

- (1) 都道府県が法第3条第1項の事業を行いう場合には、他の一般の歳入歳出と区分するため、当該事業の経理は、特別会計を設けて行わなければならない（法第12条）。
- (2) この特別会計の設置は、法第12条第1項において義務づけられ、その根拠が与えられているので、都道府県の条例の制定を要しない。
- (3) 特別会計の歳入歳出の経理は、貸付勘定及び業務勘定に区分して行うこととされているが（令第7条）、各勘定において経理すべき歳入歳出の内容は別表のとおりとし、貸付勘定においては、沿岸漁業改善資金の経理状況が明らかになるようにするものとする。なお、この勘定区分を定めるほかは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第14条から第16条の2までの規定によるものとする。
- (4) (略)

## 第6 事務の委託

- (1) 沿岸漁業改善資金の貸付け、期限前償還及び支払猶予の決定は、都道府県が自ら行うものとするが、この事業が融資に関する各種の事務手続を含むものであることから、借受者の利便、事務処理の便宜、債権の保全・管理の適正な運営の確保等の要請を考慮し、貸付事業に係る事務の一部を水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）、水産業協同組合法第11条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合（以下「漁協」という。）又は農林中央金庫に対し、委託することができるとされている（法第13条、令第9条）。
- この委託事務の内容は、法第3条第1項の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務であるが（令第8条）、具体的には、債権者管理カード等による整理把握、償還金の支払の督促、保証人の追加若しくは交替又は、担保の追加若しくは変更、期限前償還の連絡等の事務であり、都道府県と信漁連、漁協又は農林中央金庫との間の委託契約においてその内容を定めるものとする。
- (2) 都道府県から事務委託を受けた（1）の信漁連又は農林中央金庫は、自己の責任において、それぞれ水産業協同組合法第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合（信漁連にあっては、その構成員となっている者に限る。）に再委託することができる。ただし、法第3条第2項の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務は、当該債権に係る融資機関である漁業協同組合には再委託することができない。
- (3) (略)

## 第6 事務の委託

- (1) 沿岸漁業改善資金の貸付け、期限前償還及び支払猶予の決定は、都道府県が自ら行うものとするが、この事業が融資に関する各種の事務手続を含むものであることから、借受者の利便、事務処理の便宜、債権の保全・管理の適正な運営の確保等の要請を考慮し、貸付事業に係る事務の一部を水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）、水産業協同組合法第11条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合（以下「漁協」という。）又は農林中央金庫に対し、委託することができるとされている（法第13条、令第9条）。
- この委託事務の内容は、法第3条第1項の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務であるが（令第8条）、具体的には、債権者管理カード等による整理把握、償還金の支払の督促、保証人の追加若しくは交替又は、担保の追加若しくは変更、期限前償還の連絡等の事務であり、都道府県と信漁連、漁協又は農林中央金庫との間の委託契約においてその内容を定めるものとする。
- (2) 都道府県から事務委託を受けた（1）の信漁連又は農林中央金庫は、自己の責任において、それぞれ水産業協同組合法第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合（信漁連にあっては、その構成員となっている者に限る。）に再委託することができる。
- (3) (略)

## 第7 国の助成

- (1) 都道府県が法第3条第1項又は第2項の事業を行う場合には、政府は、毎年度、予算の範囲内において、これに要する資金の一部を都道府県に対して補助することとなる（法第3条第1項及び第2項）。
- この事業は、貸付けの事業であるので、この事業を継続するのに必要かつ適当な資金が都道府県に造成された後は資金が自己回転することを建前とするものである（同項ただし書）。
- (2) この政府が交付する補助金の額は、原則として都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の2倍に相当する額であり、従って、補助率は3分の2となるが、都道府県間で国庫補助金の額に著しい不均衡が生ずるような場合には、一定の限度までの補助にとどめることとされている（法第15条）。

## 第7 国の助成

- (1) 都道府県が法第3条第1項の事業を行いう場合には、政府は、毎年度、予算の範囲内において、これに要する資金の一部を都道府県に対して補助することとなる（法第3条第1項）。
- この事業は、貸付けの事業であるので、この事業を継続するのに必要かつ適当な資金が都道府県に造成された後は資金が自己回転することを建前とするものである（同項ただし書）。
- (2) この政府が交付する補助金の額は、原則として都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の2倍に相当する額であり、従って、補助率は3分の2となるが、都道府県間で国庫補助金の額に著しい不均衡が生ずるような場合には、一定の限度までの補助にとどめることとされている（法第14条）。

## 第8 納付金の納付

- (1) 都道府県は、法第3条第1項及び第2項の事業を廃止した場合には、納付金を政府に納付しなければならない（法第16条）。
- (2) 法第3条第1項又は第2項の事業を廃止した場合における法第16条の規定による納付金のうち、廃止の際ににおける貸付金の未貸付額に係るものは、その廃止の日から起算して3月以内に、廃止後において支払いを受けた貸付金の償還金の償還金に係るものは、その支払いを受けた償還金の歳入の所属年度の翌年度の8月31日までに政府に納入しなければならない（令第11条）。
- (3) 法第16条に規定する納付金を令第11条に規定する期限までに完納しなかった場合は、当該期限の翌日から完納の日までの間、未納付額につき年10.75 パーセントの割合で計算した延滞金を政府に納付しなければならない（令第12条）。

## 第8 納付金の納付

- (1) 都道府県は、法第3条第1項の事業を廃止した場合には、納付金を政府に納付しなければならない（法第15条）。
- (2) 法第3条第1項の事業を廃止した場合は、その廃止の日から起算して3月以内に、廃止後において支払いを受けた貸付金の未貸付額に係るものは、その支払いを受けた償還金の歳入の所属年度の翌年度の8月31日までに政府に納付しなければならない（令第10条）。
- (3) 法第15条に規定する納付金を令第10条に規定する期限までに完納しなかった場合は、当該期限の翌日から完納の日までの間、未納付額につき年10.75 パーセントの割合で計算した延滞金を政府に納付しなければならない（令第11条）。

別表(第5の(3)関係) 特別会計の歳入歳出の経理

**1 貸付勘定**

貸付勘定		特別会計の歳入歳出の経理	
入	歳 出	入	歳 出
(略)	(略)	(略)	(略)

(注)融資機関に対する貸付けに関するものは、( ) 書内数で処理すること。

**2 業務勘定**

業務勘定		特別会計の歳入歳出の経理	
入	歳 出	入	歳 出
(略)	(略)	(略)	(略)

(注)融資機関に対する貸付けに関するものは、( ) 書内数で処理すること。

貸 借 対 照 表

貸借対照表		年月日	
資産の部	資本の部	資産の部	資本の部
(略)	(略)	(略)	(略)

(注)融資機関に対する貸付けに関するものは、( ) 書内数で処理すること。

損 益 計 算 書

損益計算書		年月日から年月日まで	
収益の部	費用の部	収益の部	費用の部
(略)	(略)	(略)	(略)

(注)融資機関に対する貸付けに関するものは、( ) 書内数で処理すること。

別表(第5の(3)関係) 特別会計の歳入歳出の経理

**1 貸付勘定**

貸付勘定		特別会計の歳入歳出の経理	
入	歳 出	入	歳 出
(略)	(略)	(略)	(略)

(注)融資機関に対する貸付けに関するものは、( ) 書内数で処理すること。

**2 業務勘定**

業務勘定		特別会計の歳入歳出の経理	
入	歳 出	入	歳 出
(略)	(略)	(略)	(略)

(注)融資機関に対する貸付けに関するものは、( ) 書内数で処理すること。

貸 借 対 照 表

貸借対照表		年月日	
資産の部	資本の部	資産の部	資本の部
(略)	(略)	(略)	(略)

(注)融資機関に対する貸付けに関するものは、( ) 書内数で処理すること。

損 益 計 算 書

損益計算書		年月日から年月日まで	
収益の部	費用の部	収益の部	費用の部
(略)	(略)	(略)	(略)

(注)融資機関に対する貸付けに関するものは、( ) 書内数で処理すること。

3水推第1464号  
令和4年3月8日

北海道知事 殿

水産庁長官

「沿岸漁業改善資金助成法の運営について」の一部改正について

第204回国会において成立した地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号）による沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）の一部改正に伴い、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）等について所要の改正が行われた。

今回の改正において、平成28年度の地方分権推進に係る都道府県からの提案を受け、現行の都道府県による貸付方式に加え、都道府県から資金貸付けを受けた融資機関が沿岸漁業従事者等に貸付けを行う転貸融資方式及び貸付けを受けようとする者が実施しようとする事業に関する計画を都道府県知事が認定する計画認定制度が導入されたことから、別添新旧対照表のとおり「沿岸漁業改善資金制度の運営について（16水進第1032号水産庁長官通知）」の一部が改正されたので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な実施に特段の配慮をお願いする。

		改正後	現 行
第1	(略)	第1 (略)	
第2	経営等改善資金	第2 経営等改善資金	
1	操船作業省力化機器等設置資金	1 操船作業省力化機器等設置資金	
(1) 対象となる機器等	この資金の貸付けの対象となる機器等は、 <u>施行通知第4の1の(3)に掲げるもののほか、その他都道府県知事が適当と認めるもの。</u> なお、 <u>自動航跡記録装置及びGPS受信機に</u> ついては、 <u>資金の貸付けの決定に当たって、型式認定事業実施団体の型式認定を受けたものが望ましいことに留意されたい。</u>	(1) 対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するもの、その他都道府県知事が適当と認めるもの。	
(削る)			
機器等	基準	備考	
1 自動操だん装置	1 操だん装置は、電動装置又は油圧装置によつて駆動すること。 2 電子制御方式を備えること。		
2 遠隔操縦装置	1 推進機関の回転速度の増減、クリッチの嵌脱、操だん等が機器室以外の場所において行える装置であること。		
3 サイドスラスター	2 制御装置は電動装置又は油圧装置によつて駆動すること。		
4 レーダー	1 電動装置又は油圧装置によつて駆動すること。 2 腐食及び漁網等の絡みを防止する対策が施されたものであること。 1 物票を3階調以上表示するものであること。 (ただし低輝度表示方式のものを除く。)		
5 自動航跡記録装置	2 電波法（昭和25年法律第131号）第4条による免許を受けたものであること。		
6 GPS受信機	「漁業新技術開発事業の型式認定事業における基準適合型式名の通知について」（昭和58年11月21日付け58水海第3583号水産庁長官通知）（以下「適合型式名の通知について」という。）に基づく漁ろう情報プロッタ装置型式基準に適合すること。 「適合型式名の通知について」に基づく漁船用GPS受信機型式認定基準に適合すること。		
(2) 漁ろう情報プロッタ装置型式認定基準適合機器については、次の取扱いによる。			
(削る)			
工 型式認定機器には、「漁業新技術開発事業における型式認定事業の指導について」（昭和59年5月14日付け59水海第1056号水産庁長官通知）（以下「型式認定事業の指導について」という。）により型式認定事業実施団体が漁ろう情報プロッタ装置合格証書の交付を行い、機器個々には、漁ろう情報プロッタ装置型式認定証を受けているので、本認定証がついたものを貸付けの対象とすること。			
(3) 漁船用GPS受信機型式認定基準適合機器の取扱いについては、（2）の漁ろう情報プロッタ装置型式認定基準適合機器の取扱いに準じて取り扱うこと。			
(4) 貸付限度額等			
(2) 貸付限度額等	この資金の貸付限度額は、最高500万円とされているが（沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）第1条の表の第1号）、この趣旨は、これらの機器等の各種類を複数又は重複して設置する場合の		

貸付限度額であり、個々の機器等ごとの貸付限度額は、第7の1の沿岸漁業改善資金貸付規程例によられたい。

例えば、自動操だ装置 1 台（当該装置の貸付限度額 100 万円）と自動航跡記録装置 1 台（当該機器の貸付限度額 120 万円）とレーダー 1 台（当該機器の貸付限度額 180 万円）を設置する場合の貸付限度額は、400 万円（100 万円 + 120 万円 + 180 万円 = 400 万円）であるが、自動操だ装置 1 台、遠隔操縦装置 1 台（当該機器の貸付限度額 50 万円）、サイドスラスター 1 台（当該機器の貸付限度額 400 万円）、レーダー 1 台（当該機器の貸付限度額 180 万円）、自動航跡記録装置 1 台（当該機器の貸付限度額 120 万円）と GPS 受信機 1 台（当該機器の貸付限度額 130 万円）を設置する場合の貸付限度額は 500 万円（100 万円 + 50 万円 + 400 万円 + 180 万円 + 120 万円 + 130 万円 = 980 万円 → 500 万円）となる。

なお、この資金の貸付内容は、これらの機器等の設置に必要な資金であるので、機器等の購入費用のほか工事費（当該機器等の設置について船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 5 条第 1 項第 1 号の定期検査、同項第 2 号の中間検査、同項第 3 号の臨時検査又は船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第 65 条の 6 の準備検査を受ける場合にあっては、当該検査手数料（当該機器等の設置に係る部分に限る。）を含む。以下同じ。）が含まれるので留意されたい。

## 2 漁ろう作業省力化機器等設置資金

(1) 対象となる機器等

この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合するもの、その他都道府県知事が適当と認めるもの。

て、型式認定事業実施団体の型式認定を受けたものが望ましいことに留意されたい。なお、漁獲物等処理装置には漁船及び車両は含まれないので留意されたい。

(削る)

機器等	基準
1 動力式つり機	「適合型式名の通知について」に基づく自動釣機型式認定基準に適合すること。
2 ラインホーラー等の揚縄機	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用投・揚縄装置型式認定基準に適合すること。
3 ネットホーラー等の揚網機	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用巻取りウインチ型式認定基準に適合すること。
4 卷取りウインチ	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用巻取りウインチ型式認定基準に適合すること。
5 放電式集魚灯	「適合型式名の通知について」に基づく集魚灯設備型式認定基準に適合すること。
6 漁業用クレーン	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用クレーン型式認定基準に適合すること。
7 漁獲物等処理装置	1 漁獲物等の水揚げ、運搬及び選別並びに市場、加工場等への出荷前の一次処理のための機器等であること。 2 漁獲物等の水揚作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化が図られるものであること。
8 海水冷却装置	「適合型式名の通知について」に基づく漁船用海水冷却装置型式認定基準に適合すること。
9 海水殺菌装置	1 漁獲物等への残留性及び悪影響がないこと。 2 漁船に搭載する場合には、振動等による破損を防止するための対策が施されているものであること。
10 漁業用ソナー	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用ソナー型式認定基準に適合すること。

<p>11 カラー魚群探知機 「適合型式名の通知について」に基づく魚群探知機型式認定基準に適合すること。</p> <p>12 潮流計 「適合型式名の通知について」に基づく超音波式船速潮流計測装置型式認定基準に適合すること。</p>	<p>(2) 自動釣機型式認定基準適合機器、漁業用揚網機型式認定基準適合機器、漁業用投・揚網装置型式認定基準適合機器、漁業用巻取りワインチ型式認定基準適合機器、集魚灯設備型式認定基準適合機器、漁業用クレーン型式認定基準適合機器、漁船用海水冷却却装置型式認定基準適合機器、漁業用ソナー型式認定基準適合機器、魚群探知機型式認定基準適合機器及び超音波式船速潮流計測装置型式認定基準適合機器の取扱いについては、1の(2)の漁ろう情報ブロッタ装置型式認定基準適合機器の取扱いに準じて取り扱うこと。             なお、漁獲物等処理装置には漁船及び車両は含まれないので留意されたい。</p> <p>(3) 貸付限度額等 この資金の貸付限度額の運用については、1の(4)に準じて行われたい。 なお、この資金の貸付内容には、機器等の購入費のほか、工事費が含まれるので留意されたい。</p> <p>3 補機関等駆動機器等設置資金 (1) 対象となる機器等 この資金の貸付けの対象となる機器等は、施行通知第4の1の(5)に掲げるものほか、その他都道府県知事が適当と認めるもの。</p> <p>(削る)</p> <p>(2) 貸付限度額等 この資金の貸付限度額の運用については、1の(2)に準じて行われたい。 なお、この資金の貸付内容には、工事費が含まれるので留意されたい。</p> <p>3 補機関等駆動機器等設置資金 (1) 対象となる機器等 この資金の貸付けの対象となる機器等は、施行通知第4の1の(5)に掲げるものほか、その他都道府県知事が適當と認めるもの。</p> <p>(削る)</p> <p>(2) 貸付限度額等 この資金の貸付限度額の運用については、1の(4)に準じて行われたい。 なお、この資金の貸付内容には、工事費が含まれるので留意されたい。</p> <p>4 燃料油消費節減機器等設置資金 (1) 対象となる機器等 この資金の貸付けの対象となる機器等は、施行通知第4の1の(6)に掲げるものほか、その他都道府県知事が適當と認めるもの。なお、漁船用環境高度対応機関（環境高度対応機関、ディーゼル船外機及び環境保全型ガソリン船外機関）、定速装置（推進動力利用装置）及び発光ダイオード式集魚灯については、資金の貸付けの決定に当たって、型式認定事業実施団体の型式認定を受けたものが望ましいことに留意されたい。</p> <p>(削る)</p>
---	---

<p><u>1 漁船用環境高度対応機関</u></p> <p>1 機関の本体が、「漁業新技術開発事業の型式認定事業における基準適合型式名の通知について」に基づく漁船用環境高度対応機関型式認定基準（以下「環境高度対応機関型式認定基準」という。）に適合すること。</p> <p>ただし、ディーゼル船外機関においては、漁船用ディーゼル船外機関型式認定基準（以下「ディーゼル船外機関型式認定基準」という。）、ガソリン船外機関においては、環境保全型ガソリン船外機関型式認定基準に適合すること。</p> <p>2 機関（ガソリン船外機関を除く。）は、燃料油の消費を節減するため機関の出力を制限できる燃料最大噴射量制限装置及び最大回転数制限装置を取り付けたものであること。</p> <p>3 燃料最大噴射量制限装置及び最大回転数制限装置は、「動力漁船の性能の基準の取扱いについて」（昭和48年12月17日付け48水海第4360号水産庁長官通知）に基づく小型機関制限装置機能基準に適合したものであること。</p> <p>「漁業新技術開発事業の型式認定事業における基準適合型式名の通知について」に基づく漁船用推進動力利用装置型式認定基準（以下「推進動力利用装置型式認定基準」という。）に適合すること。</p> <p>「適合型式認定について」に基づく発光ダイオード式集魚灯設備型式認定基準に適合すること。</p>	<p>機関の本体のほか、プロペラ、プロペラシャフト及び付属品を含む。</p> <p>（2）環境高度対応機関型式認定基準適合機関、環境保全型ガソリン船外機関型式認定基準適合機関、ディーゼル船外機関型式認定基準適合機器及び発光ダイオード式集魚灯設備型式認定基準適合機器の取扱いに準じて取り扱うこと。</p> <p>（3）貸付限度額等</p> <p>この資金の貸付限度額の運用については、1の（4）に準じて行わねたい。</p> <p>なお、この資金の貸付内容には、工事費が含まれるので留意されたい。</p> <p>5 新養殖技術導入資金</p> <p>（削る）</p> <p>この資金の貸付限度額の運用については、1の（2）に準じて行わねたい。</p> <p>なお、この資金の貸付内容には、工事費が含まれるので留意されたい。</p> <p>5 新養殖技術導入資金</p> <p>新養殖技術導入資金の貸付けに当たつて留意すべき事項として、この資金の貸付けに係る基準、水産動植物の種類及び養殖技術は、沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年農林水産省告示第535号）（以下「農林水産大臣が定める基準等を定める告示」という。）第1項から第3項までに掲げるとおりであるが、この資金の目的が普及度も低く、その普及を促進する必要のある養殖を奨励することであることいかんがみ、都道府県にあっては、特に、水産動植物の種類の選定等に際し、当該水城における当該水産動植物に係る養殖の普及度を十分に考慮して、この資金の目的にあつた適切な貸付けを行ふこととされたい。</p> <p>（1）水産庁長官が定める基準</p> <p>施行通知第4の1の（7）のウの「水産庁長官が別に定める基準」は、次のとおりである。</p> <p>ア 当該養殖技術に関する試験研究機関等における基礎研究又は応用研究の成果が明らかなものであること。</p> <p>イ 当該養殖技術の導入について、すでに現地適応のための実証試験が行われたものであること。</p> <p>（2）水産庁長官が定める養殖技術</p> <p>施行通知第4の1の（9）のエの「水産庁長官が別に定める養殖技術」は、次のとおりである。</p> <p>（削る）</p>
--	---

<p><b>ア 移動式のいヶすを用いて行う小割り式養殖に係る養殖技術</b></p> <p><b>イ 養魚用水の循環利用による養殖技術</b></p> <p><b>ウ 太陽熱及び廃熱を利用した省燃料化のための養殖技術</b></p> <p><b>エ 調餌廃液処理施設等を用いて汚濁防止を行う養殖に係る養殖技術</b></p> <p>(3) 新養殖技術導入資金の貸付けに当たつて留意すべき事項</p> <p>この資金の貸付けに係る基準、水産動植物の種類及び養殖技術は、施行通知第4の1の(7)から(9)まで並びに上記(1)及び(2)に掲げるとおりであるが、この資金の目的が普及度も低く、その普及を促進する必要のある養殖を奨励することであることにかんがみ、都道府県にあつては、特に、水産動植物の種類の選定等に際し、当該水域における当該水産動植物に係る養殖の普及度を十分に考慮して、この資金の目的にのつとった適切な貸付けを行ふこととされたい。</p>	<p>6 資源管理型漁業推進資金</p> <p>この資金は、沿岸漁業資源の減少に対処して資源管理型漁業の推進を図るため、施行通知第4の1の(11)のアの取決めを締結し、当該取決めに基づき資源管理措置を適正に実施し、(これと併せて、低利用・未利用資源の開発・利用と漁獲物の付加価値の向上を総合的に行う場合も含む。) 合理的な漁業生産方式を導入するのに必要な資金であり、次の事項に留意して適正な貸付けを行うこととされたい。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p>	<p>7 この資金は、過密養殖、残餌の堆積等による養殖漁業の環境の悪化と消費者の食品に対する安全性志向の高まりに対処して漁業環境の保全と養殖魚の安全性的確保を図るため、施行通知第4の1の(13)のアの取組において、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化することにより養殖の生産行程を総合的に改善する合理的な漁業生産方式を導入するのに必要な資金であり、次の事項に留意して適切な貸付けを行うこととされたい。</p>												
<p>7 この資金は、過密養殖、残餌の堆積等による養殖漁業の環境の悪化と消費者の食品に対する安全性志向の高まりに対処して漁業環境の保全と養殖魚の安全性的確保を図るため、<u>告示第4項第1号</u>の取決めを締結し、当該取決めに基づき資源管理措置を適正に実施(これと併せて、低利用・未利用資源の開発・利用と漁獲物の付加価値の向上を総合的に行う場合も含む。)、合理的な漁業生産方式を導入するのに必要な資金であり、次の事項に留意して適正な貸付けを行うこととされたい。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p>	<p>7 この資金は、過密養殖、残餌の堆積等による養殖漁業の環境の悪化と消費者の食品に対する安全性志向の高まりに対処して漁業環境の保全と養殖魚の安全性的確保を図るため、<u>告示第5項第1号</u>の取組において、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化することにより養殖の生産行程を総合的に改善する合理的な漁業生産方式を導入するのに必要な資金であり、次の事項に留意して適切な貸付けを行うこととされたい。</p>	<p>8 乗組員安全機器等設置資金</p> <p>(1) 対象となる機器等</p> <p>この資金の貸付けの対象となる機器等は、次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するもの、その他都道府県知事が適当と認めるもの。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機器等</th> <th style="width: 30%;">基準</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 転落防止用手すり</td> <td>           1 甲板室間壁等に取り付けるストームレールの設置            2 室内に設けるストームレールの設置         </td> <td>ブルワーラーを含まない。</td> </tr> <tr> <td>2 安全力ハバー装置</td> <td>           1 漁ろう機械、甲板機械の歯車等運動部の用い及びおおい、            2 駆動装置(操だ用を含む。)の運動部等通常の作業の際、接觸するおそれのある部分の用い及びおおい         </td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 握綱機安全装置</td> <td>揚綱機に体を巻き込まれた際に、揚綱機を緊急に停止させる装置及び巻き込まれた状態で揚綱機を操作することができる装置を備えていること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p>	機器等	基準	備考	1 転落防止用手すり	1 甲板室間壁等に取り付けるストームレールの設置 2 室内に設けるストームレールの設置	ブルワーラーを含まない。	2 安全力ハバー装置	1 漁ろう機械、甲板機械の歯車等運動部の用い及びおおい、 2 駆動装置(操だ用を含む。)の運動部等通常の作業の際、接觸するおそれのある部分の用い及びおおい		3 握綱機安全装置	揚綱機に体を巻き込まれた際に、揚綱機を緊急に停止させる装置及び巻き込まれた状態で揚綱機を操作することができる装置を備えていること。	
機器等	基準	備考												
1 転落防止用手すり	1 甲板室間壁等に取り付けるストームレールの設置 2 室内に設けるストームレールの設置	ブルワーラーを含まない。												
2 安全力ハバー装置	1 漁ろう機械、甲板機械の歯車等運動部の用い及びおおい、 2 駆動装置(操だ用を含む。)の運動部等通常の作業の際、接觸するおそれのある部分の用い及びおおい													
3 握綱機安全装置	揚綱機に体を巻き込まれた際に、揚綱機を緊急に停止させる装置及び巻き込まれた状態で揚綱機を操作することができる装置を備えていること。													
<p>8 乗組員安全機器等設置資金</p> <p>(1) 対象となる機器等</p> <p>この資金の貸付けの対象となる機器等は、施行通知第4の1の(9)に掲げるもののほか、その他都道府県知事が適当と認めるもの。</p> <p>(削)</p>	<p>9 救命消防設備購入資金</p> <p>(1) 対象となる機器等</p> <p>この資金の貸付けの対象となる機器等は、施行通知第4の1の(10)に掲げるもののほか、その他都道府県知事が適当と認めるもの。なお、救命胴衣、消火器、イーパブ及びレーダートランスポンダについては、船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。</p>	<p>(2) (略)</p>												

(削る)

機器等		基準
1 救命胴衣	船舶安全法第6条ノ4第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。	
2 消火器	上に同じ。	
3 イーハップ	上に同じ。	
4 レーダートランスポンダ	上に同じ。	
5 小型漁船緊急連絡装置	緊急時に自動又は手動により船舶名及び発生位置等の情報（信号）が漁船に搭載された無線機を通じて海岸局側の無線機に発信されるものであること。	
(2) 貸付内容		
この資金の貸付内容は、設備の購入費用のみで留意されたい。		
10 漁船転覆防止機器等設置資金		
(1) 対象となる機器等		
この資金の貸付けの対象となる機器等は、 <u>施行通知第4の1の(11)に掲げるもののほか、その他都道府県知事が適当と認めるもの</u> 。		
機器等		基準
1 漁獲物の横移動防止装置	1 小型漁船安全規則（昭和49年農林・運輸省令第1号）第8条の規定により、又は準用して、船の幅の1/2を超える幅の魚そうに設置する漁獲物の横移動防止装置 2 1以外で船の幅の1/2を超えない幅の魚そうであっても、使用上、漁獲物の横移動防止のため、荷止板等を設置するもの	
2 甲板下の魚そう		
3 漁獲物を魚そうに収容する前、漁獲物を一時的に甲板上に置くための魚溜め		
1 甲板上に設置する活魚そうに代えて、甲板下に活魚そうを設ける改造に限る。		
2 甲板上に常設する魚そうに代えて、甲板下に魚そうを設置する改造に限る。		
(2) 貸付限度額等		
この資金の貸付限度額の運用に当たっては、1の <u>(4)</u> に準じて行われたい。なお、この資金の貸付内容には、機器等の購入費のほか、工事費が含まれるので留意されたい。		
11 漁船衝突防止機器等購入等資金		
(1) 対象となる機器等		
この資金の貸付けの対象となる機器等は、 <u>施行通知第4の1の(12)に掲げるもののほか、その他都道府県知事が適当と認めるもの</u> 。		
機器等		基準
1 レーダー反射器	有効反射面積10m <sup>2</sup> 以上であること	備考
2 無線電話	1W以上5W以下の無線送受信装置	船舶局に限り、持運び式は含まない。
(2) (略)		
12 漁具損壊防止機器等購入資金		
(1) 対象となる機器等		
この資金の貸付けの対象となる機器等は、 <u>次の表の左欄に掲げるとおりであり、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するもの</u> 、その他都道府県知事が適当と認めるもの。		
機器等		基準
1 標識灯	漁具に取り付けるブイで、夜間視界が良好な場合において少なくとも2海里離れた所から観認できる灯火であること。	

## 2 レーダー反射器付きブイ | 有効反射面積2m<sup>2</sup>以上のものであること。

(2) (略)

第3 (略)

### 第4 青年漁業者等養成確保資金 研修教育資金

(1) 水産庁長官が定める基準  
**農林水産大臣が定める基準等を定める告示第6項第1号**の水産庁長官が別に定める基準は、水産関係研修機関の研修コースを受講する研修若しくは都道府県が推進する沿岸漁家で滞在して受ける研修であること又は小型船舶操縦士、特殊無線技士、潜水士等の沿岸漁業に従事する上で必要な資格を取得するための講習を受講するものであることをする。

(2) 水産庁長官が定める外国  
**農林水産大臣が定める基準等を定める告示第6項第2号**の水産庁長官が別に定める外国は、次のとおりとする。

- ア. アイスランド ク. 中国
- イ. アメリカ ケ. デンマーク
- ウ. イギリス コ. ニュージーランド
- エ. イタリア サ. ノルウェー
- オ. オーストラリア シ. フィリピン
- カ. カナダ ス. ロシア
- キ. タイ セ. その他都道府県知事が水産庁長官と協議して定める国

(3) ~ (5) (略)

2 (略)

3 漁業経営開始資金

- (1) ~ (4) (略)
  - (5) その他
- ア (略)

**農林水産大臣が定める基準等を定める告示第8項第1号のハ**の経営に係る漁業経営開始資金については、借受者である青年漁業者の創意工夫と責任を尊重する建前であるが、賃付けに係る事業の運営は、あくまでも経営主と青年漁業者の相互間の理解の上に立って進められ、また、経営の開始に際し、経営主において資金的援助等が行われることは望ましいことであり、更に、将来にわたって経営主から経営権の部分的移譲が円滑に行われるこ

とを期待してよいところである。

以上の見地から、経営主を必ず保証人の1人として、この資金の貸付けを行うものとする。

(2) (略)

第3 (略)

### 第4 青年漁業者等養成確保資金 研修教育資金

(1) 水産庁長官が定める基準  
**施行通知第4の3の(4)のアの(4)**の水産庁長官が別に定める基準は、水産関係研修機関の研修コースを受講する研修若しくは都道府県が進せんする沿岸漁家で滞在して受ける研修であること又は小型船舶操縦士、特殊無線技士、潜水士等の沿岸漁業に従事する上で必要な資格を取得するための講習を受講するものであることをする。

(2) 水産庁長官が定める外国  
**施行通知第4の3の(4)のイ**の水産庁長官が別に定める外国は、次のとおりとする。

- ア. アイスランド ク. 中国
- イ. アメリカ ケ. デンマーク
- ウ. イギリス コ. ニュージーランド
- エ. イタリア サ. ノルウェー
- オ. オーストラリア シ. フィリピン
- カ. カナダ ス. ロシア
- キ. タイ セ. その他都道府県知事が水産庁長官と協議して定める国

(3) ~ (5) (略)

2 (略)

3 漁業経営開始資金

- (1) ~ (4) (略)
  - (5) その他
- ア (略)

**イ 施行通知第4の3の(6)のアの(ウ)**の経営に係る漁業経営開始資金については、借受者の創意工夫と責任を尊重する建前であるが、賃付けに係る事業の運営は、あくまでも経営主と青年漁業者の相互間の理解の上に立って進められ、また、経営の開始に際し、経営主において資金的援助等が行われることは望ましいことであり、将来にわたって経営権の部分的移譲が円滑に行われるこ

とを期待してよいところである。

以上の見地から、経営主を必ず保証人の1人として、この資金の貸付けを行うものとする。

第5 貸付資格の認定等の手続  
1 貸付資格の認定申請手続等の特例  
1 貸付資格の認定申請手続については、**施行通知第3の10**に示されているところであるが、**同通知第3の5の(1)**のなお書の(1)のなお書の適用がある場合は、次のとおりとする。

- (1) ~ (4) (略)
- 2 運営協議会  
運営協議会の運営については、次の点に留意されたい。

第5 貸付等の手続  
1 貸付の手続等の特例  
1 貸付けの手続については、**施行通知第3の5**に示されているところであるが、**同通知第3の5の(1)**のなお書の適用がある場合は、次のとおりとする。

- (1) ~ (4) (略)
- 2 運営協議会  
運営協議会の運営については、次の点に留意されたい。

- (1) 運営協議会は、それぞれの地域における沿岸漁業の事情、認定申請書の提出期日等を勘案して、定期的に開催されることが望ましいが、その開催時期、回数等は、適宜、都道府県が定めるものとする。
- (2) 運営協議会に対する資金貸付けが行われるもの（例えば、漁具の標識の購入資金の貸付け）について  
は、あらかじめ認定申請者に対する資金貸付けの適否のチェック・ポイントを作成して、これを充足するものについては貸付けを適当と認める旨の意見を都道府県の資金担当課に提出し、次回の運営協議会に対する報告をもつて、その協議に代えることができるものとする等能率的な協議が行われるようにすることが望ましい。
- 3 (略)
- 4 支払の猶予  
支払を猶予できる場合は、施行通知第3の12の(1)に掲げるとおりとされているが、このうち「火災及び盗難等」について、「等」に該当する事例であるかいかにについては、個々の事案につき水産庁に対し照会されたい。

第6～第7 (略)

#### 第8 水産事務所等における事務処理

- 1 (略)
- 2 水産事務所等における申請書に関する事務処理  
水産事務所等は、沿岸漁業改善資金の認定申請書を受理した場合には、必要があるときは、経営等改善資金、生活改善費金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれごとに次に掲げる事項を判断し、これらについての補足資料を添えて運営協議会に提出するものとする。
- (1) 貸付申請者（貸付申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、当該申請者に係る認定農商工等連携事業又は認定総合化事業を行う沿岸漁業従事者等。次号において同じ。）が当該資金を導入することが技術的及び経営的な見地からみて必要かつ可能であるかどうか。  
(2) 当該資金の導入後の認定申請者の事業運営が適正かつ円滑に行われると予想されるかどうか。  
(3) 貸付申請者が近代的な沿岸漁業の担い手になり得る資質と意欲を十分に備えているかどうか（青年漁業者等養成確保資金に限る。）。
- (4) 認定申請者が沿岸漁業の従事者の組織する団体であるときは、実体的活動の有無、構成員の意欲の程度、構成員の結合の度合い、中心人物の有無、構成員の数等からみて、当該団体が水産業改良普及組織の集団指導の対象として適当な規模・実体を有するかどうか。
- 3 事業計画、貸付申請書等の審査及び確認  
水産事務所等は、貸付事業の的確な事務処理を図るため、事業計画、貸付申請書の審査並びに貸付対象事業の実施についての確認等を、特に次の諸点に留意して行うとともに、市町村、漁業協同組合その他の関係団体に対し、周知徹底を図るものとする。
- (1) 事業計画及び貸付申請書の審査  
ア・イ (略)  
(2) (略)
- 第9 水産業改良普及組織等及びこれらによる普及指導活動との連携
- 1 (略)  
(1) (略)  
(2) 貸付決定等への参画  
水産事務所等における第8の1の沿岸漁業改善資金の利用見通し等に関する計画の作成、第8の2の各号に掲げ
- 第9 水産事務所等による普及指導活動との連携
- 1 (略)  
(1) (略)  
(2) 貸付決定等への参画  
水産事務所等による普及指導活動との連携
- 第9 水産事務所等による普及指導活動との連携
- 1 (略)  
(1) (略)  
(2) 貸付決定等への参画  
水産事務所等による普及指導活動との連携

る事項についての判断、第8の3の貸付申請書等の審査、施行通知第3の10の(3)の都道府県における貸付決定等に当たっては、これらの組織は、普及指導の立場から積極的に参画するものとする。この場合、特に都道府県における貸付決定の基礎資料等の取りまとめは、水産業普及指導員が技術的及び経営的な見地から積極的に行うことなどが望ましい。

2 (略)

第10 (略)

る事項についての判断、第8の3の貸付申請書等の審査、施行通知第3の5の(3)の都道府県における貸付決定等に当たっては、これらは、普及指導の立場から積極的に参画するものとする。この場合、特に都道府県における貸付決定の基礎資料等の取りまとめは、水産業普及指導員が技術的及び経営的な見地から積極的に行うことなどが望ましい。

2 (略)

第10 (略)

別紙1（第6の2の(1)関係）

### 沿岸漁業改善資金事務委託契約書例（その1）

○○県（都道府）（以下「甲」という。）は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第3条第1項（及び第2項※）の貸付けの事業に係る事務を○○県（都道府）信用漁業協同組合連合会（農林中央金庫○○支所）（以下「乙」という。）及び別記の漁業協同組合（以下「丙」と総称する。）に委託することにつき乙及び丙との間に次の委託契約を締結する。

（略）

※ 県（都道府）が融資機関への貸付けに関する委託を行わない場合は削除。

### 沿岸漁業改善資金事務委託契約書例（その2）

○○県（都道府）（以下「甲」という。）は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第3条第1項（及び第2項※）の貸付けの事業に係る事務を○○県（都道府）信用漁業協同組合連合会（農林中央金庫○○支所）（以下「乙」という。）及び別記の漁業協同組合（以下「丙」と総称する。）に委託することにつき乙及び丙との間に次の委託契約を締結する。

（略）

※ 県（都道府）が融資機関への貸付けに関する委託を行わない場合は削除。

別紙1（第6の2の(1)関係）

### 沿岸漁業改善資金事務委託契約書例（その1）

○○県（都道府）（以下「甲」という。）は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第3条第1項の貸付けの事業に係る事務を○○県（都道府）信用漁業協同組合連合会（農林中央金庫○○支所）（以下「乙」という。）及び別記の漁業協同組合（以下「丙」と総称する。）に委託することにつき乙及び丙との間に次の委託契約を締結する。

（略）

### 沿岸漁業改善資金事務委託契約書例（その2）

○○県（都道府）（以下「甲」という。）は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第3条第1項の貸付けの事業に係る事務を○○県（都道府）信用漁業協同組合連合会（農林中央金庫○○支所）（以下「乙」という。）及び別記の漁業協同組合（以下「丙」と総称する。）に委託することにつき乙及び丙との間に次の委託契約を締結する。

（略）

別紙2（第6の2の(2)関係）（略）

別紙2（第6の2の(2)関係）（略）

県（都道府）信用漁業協同組合連合会（又は〇〇漁業協同組合）  
定款例

(事業)  
第〇条

- 沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第3条第2項の基づき〇〇県（都道府）の貸付けを受けて行う経営等改善資金等の貸付け
- 沿岸漁業改善資金助成法第14条第1項の規定に基づき〇〇県（都道府）の委託を受けて行う経営等改善資金等の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務

附則

この定款は、行政庁の許可を受けた日から効力を生じる。

県（都道府）信用漁業協同組合連合会（又は〇〇漁業協同組合）  
定款変更例

- 県（都道府）信用漁業協同組合連合会（又は〇〇漁業協同組合）の定款の一部を次のように変更する。  
第〇条第〇項中第〇号を第〇号とし、……………、第〇号の次に次の〇号を加える。
- 沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第3条第2項の基づき〇〇県（都道府）の貸付けを受けて行う経営等改善資金等の貸付け
  - 沿岸漁業改善資金助成法第14条第1項の規定に基づき〇〇県（都道府）の委託を受けて行う経営等改善資金等の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務

附則

この定款の変更是、行政庁の許可を受けた日から効力を生じる。

県（都道府）信用漁業協同組合連合会（又は〇〇漁業協同組合）  
定款例

(事業)  
第〇条  
第〇項

- 沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第3条第2項の基づき〇〇県（都道府）の委託を受けてするその債権の保全及び取立て等

附則

この定款は、行政庁の許可を受けた日から効力を生じる。

県（都道府）信用漁業協同組合連合会（又は〇〇漁業協同組合）  
定款変更例

- 県（都道府）信用漁業協同組合連合会（又は〇〇漁業協同組合）の定款の一部を次のように変更する。  
第〇条第〇項中第〇号を第〇号とし、……………、第〇号の次に次の1号を加える。
- 沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第3条第2項の基づき〇〇県（都道府）の委託を受けてするその債権の保全及び取立て等

附則

この定款の変更是、行政庁の許可を受けた日から効力を生じる。

## 都道府県沿岸漁業改善資金貸付規程例

(貸付け)

第1条 県(都道府)は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号。以下「法」という。)、同法施行令(昭和54年政令第124号)及び同法施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)、農商工等連携促進法施行令(平成20年政令第234号)及び農商工等連携促進法第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。)、農林漁業バイオ燃料施行令(平成20年政令第296号)及び農林漁業バイオ燃料施行規則(平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)、六次産業化法施行令(平成23年政令第15号)、六次産業化法施行規則(平成23年農林水産省令第7号)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第4条第1項の表第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年農林水産省告示第535号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年農林水産省告示第536号)並びに東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年農林水産省告示第536号)並びに東日本大震災特財法」という。)及び東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。)及び東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に關する政令(平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。)の定めるとところにより、この規程に定めるところにより(ほか、この規程に定めたところによるほか、この規程に定めるところにより、沿岸漁業従事者等に對して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業著等養成確保資金を貸し付け、農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であつて同条第2項第2号に規定する措置を行ふに對して、経営等改善資金及び青年漁業著等養成確保資金を貸し付け、農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であつて同条第2項第2号に規定する措置を行ふ者(以下「認定中小企業者」という。)及び六次産業化法第5条第1項の認定を受けた促進事業者であつて同条第4項第3号に規定する措置を行ふ者(以下「促進事業者」という。)については、経営等改善資金(次条の表の経営等改善資金の(1)から(7)までの資金に限る。)を貸し付ける。

(貸付け)

第1条 県(都道府)は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号。以下「法」という。)、同法施行令(昭和54年政令第124号)及び同法施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)、農商工等連携促進法施行令(平成20年政令第234号)及び農商工等連携促進法第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。)、農林漁業バイオ燃料施行令(平成20年政令第296号)及び農林漁業バイオ燃料施行規則(平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)、六次産業化法施行令(平成23年政令第15号)、六次産業化法施行規則(平成23年農林水産省令第7号)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第4条第1項の表第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(平成23年農林水産大臣告示第608号)並びに東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。)及び東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に關する政令(平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。)の定めるとところにより、この規程に定めるところにより(ほか、この規程に定めたところによるほか、この規程に定めたところにより、沿岸漁業従事者等に對して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業著等養成確保資金を貸し付け、農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)及び六次産業化法第5条第1項の認定を受けた促進事業者であつて同条第4項第3号に規定する措置を行ふに對して、経営等改善資金(次条の表の経営等改善資金の(1)から(7)までの資金に限る。)を貸し付ける。

## 都道府県沿岸漁業改善資金貸付規程例

1 認定中小企業者及び 1 沿岸漁業從事者等、その内容並びに賃付けの種類及び賃資金の改善資金

(沿岸漁業改善資金の種類及び貸付けの内  
事業者ごとの貸付限度額及び償還期間等)

資金の種類	貸付の内容	貸付限度額	償還期間等
(4) 推進機関等の他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金（略称：燃料油消費節減機器等設置資金）	(1) 渔船用環境高度対応機関の設置費用 (2) 定速装置の設置費用 (3) 発光ダイオード式集魚灯の設置費用	2,500万円（漁船用環境高度対応機関を設置する場合には1台につき2,400万円、定速装置を設置する場合には1台につき1,200円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき1,300万円）	7年以内（据置期間1年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）
(5) 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める水産動植物の技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖植物の養殖を導入する場合において、当該技術により水産動植物の購入費用又は生産費用（1）養殖施設の設置費用（2）種苗の購入費用又は生産費用（3）飼料の購入費用	農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行ふ場合における次に掲げる費用	400万円（農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入により水産動植物の養殖を行う者（その者が団体である場合はその団体である個人、その者が会社である場合はその会社）1人（1社）につき400万円）	4年以内（据置期間2年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては5年以内（据置期間2年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）
(6) 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せて行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金（略称：資源管理漁業推進資金）	(1) 水産資源の管理に関する取決めに基づき、資源管理制度（漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等）を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 (2) 利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行ふ場合における次に掲げる費用 ア 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設、（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置費用	1,200万円	10年以内（据置期間3年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）

資金の種類	貸付の内容	賃付限度額	償還期間等		
				(1) 渔船用環境高度対応機関の設置費用	(2) 定速装置の設置費用
経営等改善資金	(4) 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金（略称：燃料油消費節減機器等設置資金）	2,500万円（漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあっては1台につき2,400万円、定速装置を設置する場合にあっては1台につき1,200万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあっては1セットにつき1,300万円）	7年以内（据置期間1年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。））	融資機関への貸付金は、8年以内（据置期間2年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内（据置期間4年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内（据置期間2年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内（据置期間4年以内を含む。））	7年以内（据置期間1年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内（据置期間4年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内（据置期間2年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては10年以内（据置期間4年以内を含む。））
	(5) 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める水産動植物の養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行いう場合における次に掲げる費用	400万円（農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める水産動植物の養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う者（その者が団体である場合はその団体を構成する個人、その者が会社である場合にあってはその会社）1人（1社）につき400万円）	4年以内（据置期間2年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては6年以内（据置期間4年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては6年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては6年以内（据置期間4年以内を含む。））	融資機関への貸付金は、5年以内（据置期間3年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては6年以内（据置期間4年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては6年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては6年以内（据置期間4年以内を含む。））	4年以内（据置期間2年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内（据置期間2年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第12条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間6年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては13年以内（据置期間4年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては13年以内（据置期間6年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては13年以内（据置期間6年以内を含む。））
	(6) 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する次に掲げる費用	1,200万円	10年以内（据置期間3年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間6年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては13年以内（据置期間4年以内を含む。）、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては13年以内（据置期間6年以内を含む。）、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては13年以内（据置期間6年以内を含む。））	(1) 水産資源の管理に関する取決めに基づき、資源管理制度（漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等）を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、機器等の購入費用又は設置費用	(1) 水産資源の管理に関する取決めに基づき、資源管理制度（漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等）を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、機器等の購入費用又は設置費用
				(2) (1)と併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行いう場合における次に掲げる費用	(2) (1)と併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行いう場合における次に掲げる費用
				ア 発・利用を行うのに必要な漁具、機器等の購入費用又は設置費用	ア 発・利用を行うのに必要な漁具、機器等の購入費用又は設置費用
				イ 渔獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設、（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、）の証明書	イ 渔獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設、（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、）の証明書

資金の種類	貸付の内容	貸付限度額	償付期間等	償還期間等
経営等改善資金	(7) 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び漁品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用	2,000万円(漁場環境適正化協定に基づく取組にあっては、1,200万円)	漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び漁品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用	10年以内(据置期間3年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合に改善する漁業生産行程を総合的に改善する漁業生産行程を総合的に改めることによる取組の実現を総合的に改善する場合における次に掲げる費用
	(1) 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行いうる機器等(資材を含む。)の購入又は設置に必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用		(1) 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行いうる機器等(資材を含む。)の購入又は設置に必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用	10年以内(据置期間3年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合に改善する漁業生産行程を総合的に改めることによる取組の実現を総合的に改善する場合における次に掲げる費用
	(2) 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行いうるに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用		(2) 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行いうるに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用	10年以内(据置期間3年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合に改善する漁業生産行程を総合的に改めることによる取組の実現を総合的に改善する場合における次に掲げる費用
	(3) (1)又は(2)に開示して必要な飼料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、營養施設、医薬品、飼料、水産陸棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガ一、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用		(3) (1)又は(2)に開示して必要な飼料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、營養施設、医薬品、飼料、水産陸棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガ一、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用	10年以内(据置期間3年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合に改善する漁業生産行程を総合的に改めることによる取組の実現を総合的に改善する場合における次に掲げる費用
	(8) 漁船に設置された転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合における次に掲げる費用	150万円(転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合における次に掲げる費用)	(1) 転落防止用手すりの設置費用	150万円(転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合における次に掲げる費用)
	(9) 漁船に備え付けられた救命胴衣その他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金(略称:乗組員安全機器等設置資金)	130万円(救命胴衣又は消火器を購入する場合には10万円、イーパーバプを購入する場合には60万円、レーダートランスポンダの購入費用は65万円、小型漁船緊急連絡装置の購入費用は130万円)	(1) 救命胴衣の購入費用 (2) 消火器の購入費用 (3) イーパーバプの購入費用 (4) レーダートランスポンダの購入費用 (5) 小型漁船緊急連絡装置の購入費用	130万円(救命胴衣又は消火器を購入する場合には10万円、イーパーバプを購入する場合には60万円、レーダートランスポンダを購入する場合には65万円、小型漁船緊急連絡装置の購入費用は130万円)
	(10) 漁船の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金(略称:漁船転覆防止機器等設置資金)	150万円(漁獲物の横移動防止装置を設置する場合における次に掲げる費用)	(1) 漁獲物の横移動防止装置の設置費用 (2) 甲板下の魚そうの設置費用	150万円(漁獲物の横移動防止装置を設置する場合には沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金(略称:漁船転覆防止機器等設置費用)
	(11) レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金(略称:漁船衝突防止機器等資金)	120万円(レーダー反射器又は無線電話を購入し、又は設置する場合における次に掲げる費用)	(1) レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金(略称:漁船衝突防止機器等資金)	120万円(レーダー反射器又は無線電話を購入し、又は設置する場合における次に掲げる費用)

経営等改善資金	(7) 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び漁品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用	2,000万円(漁場環境適正化協定に基づく取組にあっては、1,200万円)	漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び漁品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用	10年以内(据置期間1年以内を含む。)、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合に改善する漁業生産行程を総合的に改めることによる取組の実現を総合的に改善する場合における次に掲げる費用
	(1) 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行いうる機器等(資材を含む。)の購入又は設置に必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用		(1) 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行いうる機器等(資材を含む。)の購入又は設置に必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用	(1) 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行いうる機器等(資材を含む。)の購入又は設置に必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用
	(2) 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行いうるに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用		(2) 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行いうるに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用	(2) 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行いうるに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用
	(3) (1)又は(2)に開示して必要な飼料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、營養施設、医薬品、飼料、水産陸棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガ一、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用		(3) (1)又は(2)に開示して必要な飼料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、營養施設、医薬品、飼料、水産陸棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガ一、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用	(3) (1)又は(2)に開示して必要な飼料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、營養施設、医薬品、飼料、水産陸棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガ一、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用
	(8) 漁船に設置された転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合における次に掲げる費用	150万円(転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合における次に掲げる費用)	(1) 転落防止用手すりの設置費用 (2) 安全カバー装置の設置費用 (3) 揚網機安全装置の設置費用	150万円(転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合における次に掲げる費用)
	(9) 漁船に設置された転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金(略称:乗組員安全機器等設置資金)	130万円(救命胴衣又は消火器を購入する場合には10万円、イーパーバプを購入する場合には60万円、レーダートランスポンダの購入費用は65万円、小型漁船緊急連絡装置の購入費用は130万円)	(1) 救命胴衣の購入費用 (2) 消火器の購入費用 (3) イーパーバプの購入費用 (4) レーダートランスポンダの購入費用 (5) 小型漁船緊急連絡装置の購入費用	130万円(救命胴衣又は消火器を購入する場合には10万円、イーパーバプを購入する場合には60万円、レーダートランスポンダを購入する場合には65万円、小型漁船緊急連絡装置の購入費用は130万円)
	(10) 漁船の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金(略称:漁船転覆防止機器等設置資金)	150万円(漁獲物の横移動防止装置を設置する場合における次に掲げる費用)	(1) 漁獲物の横移動防止装置の設置費用 (2) 甲板下の魚そうの設置費用	150万円(漁獲物の横移動防止装置を設置する場合には沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金(略称:漁船転覆防止機器等設置費用)
	(11) レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金(略称:漁船衝突防止機器等資金)	120万円(レーダー反射器又は無線電話を購入し、又は設置する場合における次に掲げる費用)	(1) レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金(略称:漁船衝突防止機器等資金)	120万円(レーダー反射器又は無線電話を購入し、又は設置する場合における次に掲げる費用)

資金の種類	貸付の内容	貸付の額	貸付限度額	償還期間等	貸付の内容	貸付の額	貸付限度額	償還期間等
経営等改善資金	(12) 漁具の標識その他の敷設された漁具の船体による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金(略称:漁具損壊防止機器等購入資金)	漁具の標識(灯火付きブイ及びレーダ反射器付きブイ)の購入において、個人又は会社につき1,300万円	漁具の標識(灯火付きブイ及びレーダ反射器付きブイ)の購入費用	5年以内 融資機関への貸付金は、6年以内 置期間1年以内を含む。)	(12) 漁具の標識その他の敷設による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金(略称:漁具損壊防止機器等購入資金)	漁具の標識(灯火付きブイ及びレーダ反射器付きブイ)の購入において、個人又は会社につき1人につき70万円、団体又は会社につき1人につき130万円	5年以内 一反射器付きブイ又はレーダー漁具の標識(灯火付きブイ又はレーダー反射器付きブイ)を購入する場合において、個人又は会社につき1人につき70万円、団体又は会社につき1人につき130万円	5年以内
経営等改善資金	(13) ○○の○○に必要な資金(略称:○○○○○資金)	○○○費用	○○○○○万円	5年以内(据置期間1年以内を含む。) 融資機関への貸付金は、6年以内 置期間2年以内を含む。)	(13) ○○の○○に必要な資金(略称:○○○○○資金)	○○○費用	○○○○○万円	5年以内(据置期間1年以内を含む。)
生活改善資金	(1) 生活の合理化に資する設備又は装置の購入に必要な資金(略称:生活合理化設備資金)	(1) し尿浄化装置又は改良便購入費用	し尿浄化装置又は改良便購入費用	3年以内 融資機関への貸付金は、4年以内 置期間1年以内を含む。)	(1) 生活の合理化に資する設備又は装置の購入に必要な資金(略称:生活合理化設備資金)	(1) し尿浄化装置又は改良便購入費用	し尿浄化装置又は改良便購入費用	3年以内 するのに必要な資材を購入する場合においては30万円
生活改善資金	(2) 自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)の設置に必要な資材の購入費用	自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)の設置に必要な資材を購入する場合においては10万円	自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)の設置に必要な資材の購入費用	2年以内 融資機関への貸付金は、3年以内 置期間1年以内を含む。)	(2) ポンプを除く。)の設置に必要な資材の購入費用	(2) ポンプを除く。)の設置に必要な資材の購入費用	自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)を設置するのに必要な資材を購入する場合においては10万円	2年以内
生活改善資金	(3) 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	太陽熱利用温水装置を設置するのに必要な資材を購入する場合においては10万円	太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	2年以内 融資機関への貸付金は、3年以内 置期間1年以内を含む。)	(3) 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	太陽熱利用温水装置を設置するのに必要な資材を購入する場合においては10万円	太陽熱利用温水装置を設置するのに必要な資材を購入する場合においては10万円	2年以内
生活改善資金	(2) 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他の住居の利用方式の改善に必要な資金(略称:住居利用方式改善資金)	(1) 居室(居間、寝室、子供室、老人室等)の改造費用 (2) 炊事施設(炊事場、食事室等)の改造費用 (3) 衛生施設(浴室、便所、洗面所等)の改造費用 (4) 家事室等(家事室、更衣室、土間等)の改造費用	1,500万円(居室(居間、寝室、子供室、老人室等)の改造費用 1,500万円(居室(居間、寝室、子供室、老人室等)の改造費用 1,500万円(居室(居間、寝室、子供室、老人室等)の改造費用 1,500万円(居室(居間、寝室、子供室、老人室等)の改造費用	7年以内 融資機関への貸付金は、8年以内 置期間1年以内を含む。)	(1) 居室(居間、寝室、子供室、老人室等)の改造費用 (2) 炊事施設(炊事場、食事室等)の改造費用 (3) 衛生施設(浴室、便所、洗面所等)の改造費用 (4) 家事室等(家事室、更衣室、土間等)の改造費用	(1) 居室(居間、寝室、子供室、老人室等)の改造費用 (2) 炊事施設(炊事場、食事室等)の改造費用 (3) 衛生施設(浴室、便所、洗面所等)の改造費用 (4) 家事室等(家事室、更衣室、土間等)の改造費用	1,500万円(居室(居間、寝室、子供室、老人室等)、炊事施設(炊事場食事場等)、衛生施設(浴室、便所、洗面所等)又は家事室等(家事室、更衣室、土間等)の既存の家屋内部の改造を行いう場合)	7年以内
生活改善資金	(3) 婦人又は高齢者であって、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るために行う水産活動に必要な機器等の設置費用	(1) 機器等(漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等)の設置費用 (2) 機器等を使用して行う生産活動に要する費用(種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等)	(1) 機器等(漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等)の設置費用 (2) 機器等を使用して行う生産活動に要する費用(種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等)	3年以内 融資機関への貸付金は、4年以内 置期間1年以内を含む。)	(1) 機器等(漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等)の設置費用 (2) 機器等を使用して行う生産活動に要する費用(種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等)	(1) 機器等(漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等)の設置費用 (2) 機器等を使用して行う生産活動に要する費用(種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等)	3年以内 につき80万円	3年以内 沿岸漁業の従事者の組織する団体1 につき80万円
生活改善資金	(3) 婦人又は高齢者であって、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るために行う水産活動に必要な機器等の設置費用	(1) 機器等(漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等)の設置費用 (2) 機器等を使用して行う生産活動に要する費用(種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等)	(1) 機器等(漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等)の設置費用 (2) 機器等を使用して行う生産活動に要する費用(種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等)	3年以内 融資機関への貸付金は、4年以内 置期間1年以内を含む。)	(1) 機器等(漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等)の設置費用 (2) 機器等を使用して行う生産活動に要する費用(種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等)	(1) 機器等(漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等)の設置費用 (2) 機器等を使用して行う生産活動に要する費用(種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等)	3年以内 につき80万円	3年以内 沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るために行う水産活動に必要な機器等の設置費用又は当該機器等を使用して行う生産活動に必要な資金(略称:婦人・高齢者活動資金)

資金の種類	貸付の内容	貸付限度額	償還期間等	賃付限度額	賃付の内容	貸付限度額	償還期間等
青年漁業者、漁業労働に從事する者のその他の漁業を担うべき漁業者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けけるのに必要な資金(略称:研修教育資金)	農林水産大臣が定める基準に適合する研修を受けるのに必要な費用(旅費、教材費、授業料、視察費等)	1人につき1,800万円。ただし、月額15万円を限度とし、貸付研修期間は12月2日を最大とする。	国内研修を受ける場合は、1人につき1,800万円。ただし、月額15万円を限度とし、貸付研修期間は12月2日を最大とする。	農林水産大臣が定める基準に適合する研修を受ける場合は、1人につき1,800万円。ただし、月額15万円を限度とし、貸付研修期間は12月2日を最大とする。	農林水産大臣が定める基準に必要な費用(旅費、教材費、授業料、視察費等)	1人につき1,000万円	5年以内(据置期間1年以内を含む。)5年以内(据置期間1年以内を含む。)
(1) 青年漁業者、漁業労働に從事する者のその他の漁業を担うべき漁業者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けけるのに必要な資金(略称:研修教育資金)	農林水産大臣が定める基準に必要な費用(旅費、教材費、授業料、視察費等)	1人につき1,000万円	5年以内(据置期間1年以内を含む。)5年以内(据置期間2年以内を含む。)	農林水産大臣が定める基準に必要な費用(旅費、教材費、授業料、視察費等)	1人につき1,000万円	5年以内(据置期間1年以内を含む。)5年以内(据置期間2年以内を含む。)	5年以内(据置期間1年以内を含む。)5年以内(据置期間1年以内を含む。)

(1) 青年漁業者、漁業労働に從事する者のその他の漁業を担うべき漁業者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けけるのに必要な資金(略称:研修教育資金)	農林水産大臣が定める基準に必要な費用(旅費、教材費、授業料、視察費等)	1人につき1,000万円	5年以内(据置期間1年以内を含む。)5年以内(据置期間2年以内を含む。)
(2) 青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金(略称:高度経営技術習得資金)	農林水産大臣が定める基準に必要な費用(旅費、教材費、授業料、視察費等)	1人につき1,500万円	5年以内(据置期間1年以内を含む。)5年以内(据置期間2年以内を含む。)
(3) 農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な費用(旅費、教材費、授業料、視察費等)	農林水産大臣が定める基準に必要な費用(旅費、教材費、授業料、視察費等)	1人につき1,500万円	5年以内(据置期間1年以内を含む。)5年以内(据置期間2年以内を含む。)
(注)1. 本表において「農林水産大臣が定める基準」、「農林水産大臣が定める事項」及び「水産庁長官が定めるもの」を具体的に明らかにすることとしても差し支えない。 2. 融資機関への貸付金を行わない場合は、償還期間等の欄に「融資機関への貸付金は、…」を記載しない。			

第3条～第5条 (略)

#### (貸付けの申請)

第6条 貸付けを受けようとする者は、貸付申請書(様式1)に事業計画書(様式2)(農商工等連携促進法第14条の場合には同法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第10条の特例の場合には同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を含む。以下同じ。)を添え、これをその者(申請者が認定中小企業者の場合は、認定農商工連携事業者である沿岸漁業従事者等。以下同じ。)の住所地をその地区内に含む水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第3号の事業を行う漁業協同組合(以下「事務再委託機関」という。)を経由して知事に提出するものとする。

- 事務再委託機関は、前項の認定申請書(事業計画書、貸付申請書又は借入申込書を含む。以下同じ。)の提出があったときは、速やかに当該貸付申請書をその管轄地区内に含む県(都道府)の水産事務所等(都道府の水産関係の地方出先機関をいう。以下同じ。)に送付するものとする。
- 水産事務所等の長は、前項の認定申請書の送付があつたときは、これに沿岸漁業改善資金運営協議会(以下「運営協議会」という。)の当該認定申請書についての適否に関する意見及び貸付けの決定に参考となるべき資料等を添え知事に送付するものとする。

2 事務再委託機関は、前項の貸付申請書(事業計画書を含む。以下同じ。)の提出があつたときは、速やかに当該貸付申請書をその管轄地区をその管轄地区内に含む県(都道府)の水産事務所等(都道府の水産関係の地方出先機関をいう。以下同じ。)に送付するものとする。

3 水産事務所等の長は、前項の認定申請書の送付があつたときは、これに沿岸漁業改善資金運営協議会(以下「運営協議会」という。)の当該貸付申請書についての適否に関する意見及び貸付けの決定に参考となるべき資料等を添え知事に送付するものとする。

6 前項の規定により、市町村等を経由して提出させる場合にあっては、当該市町村等は、申請者の提出に係る認定申請書を水産事務所等に送付するものとする。

(県(都道府)による貸付け)

第7条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者で、県(都道府)から直接貸付けを受けることを希望する者は、認定申請書と併せ、貸付申請書を知事に提出するものとする。

2 知事は、認定申請書及び貸付申請書の提出を受けたときは前第3項の意見等を参しやくして、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めたらときに及び貸付けの決定を行うものとする。

3 知事は、前項の規定により貸付資格の認定及び貸付けの決定を行ったときは、貸付資格認定書(様式5)を貸付決定通知書(様式6)と併せて申請者に交付するとともに、その旨を事務再委託機関、市町村等、第14条に規定する事務委託機関及び水産事務所に通知する(様式7)ものとする。

また、貸付資格の認定及び貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者、事務再委託機関、市町村等、事務委託機関及び水産事務所等に通知するものとする。

(借用証書)

第8条 申請者は、前第2項の貸付決定通知書を受け取ったときは、借用証書(様式5)を事務再委託機関及び事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 (略)

(融資機関による貸付け及び県(都道府)貸付金の貸付け)

第9条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者で、融資機関から貸付けを受けることを希望する者は、融資機関に借入申込書を提出するとともに、借入申込書の写しを添えて認定申請書を知事に提出するものとする。

2 知事は、認定申請書の提出を受けたときは第6条第3項の意見等を参しやくして、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付資格の認定の決定を行ったときは、申請者に貸付資格認定書を交付するとともに、申請者が沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする融資機関(以下この条において「融資機関」という。)に通知(様式9)するものとする。

3 融資機関は、沿岸漁業改善資金の貸付けを行うために必要な資金(以下「県貸付金」という。)の貸付けを受けようとするとときは、知事に県貸付金貸付申請書(様式10)を提出するものとする。

4 知事は、県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当であると認めたときは、貸付けの決定を行い、融資機関に県貸付金貸付決定通知書(様式11)を交付するものとする。なお、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を融資機関及び申請者に通知するものとする。

5 融資機関は、知事から県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに、申請者に対し貸付決定通知書(様式12)を交付するものとする。

6 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするとときは、知事に県貸付金支払請求書(様式13)を提出するものとする。

7 県貸付金の交付は、前項の支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、県貸付金借用証書(様式14)を知事に提出するものとする。

(貸付けの決定)

(新設)

第7条 知事は、前第1項又は第5項により貸付申請書の提出を受けたときは同第3項の意見等を参しやくして、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めたらときに及び貸付けの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、貸付決定通知書(様式3)を申請者に交付するとともに、その旨を事務再委託機関、市町村等、第12条に規定する事務委託機関及び水産事務所に通知する(様式4)ものとする。

また、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者、事務再委託機関、市町村等、事務委託機関及び水産事務所等に通知するものとする。

(借用証書)

第8条 申請者は、前第2項の貸付決定通知書を受け取ったときは、借用証書(様式5)を事務再委託機関及び事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 (略)

(新設)

8 融資機関は、沿岸漁業改善資金の貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）との貸付契約を借用書（様式15）により行うものとする。この場合、融資機関は当該借受者に対し、当該借用証書の特約条項を遵守させることとする。

9 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに沿岸漁業改善資金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行ふことを条件として借受者に対して既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。

10 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(1) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を中止又は廃止しようとする場合

(2) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となつた場合

11 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関する報告を求めるときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。

12 既に貸付資格の認定を受けている者が当該認定に係る沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするときの第1項の規定の適用については、同項中「を添えて認定申請書」とあるのは、「及び資格認定書の互い」とする。

（事業実施報告書等）

第9条 貸付けを受けた者は、貸付金の交付後3月以内（漁業経営開始資金にあつては6月以内）に貸付金の使用を完了するものとする。ただし、当該期間内に貸付金の使用を完了することができない場合は、知事の承認を受けてこれを延長することができる。

2 貸付けを受けた者は、貸付金の使用完了後20日以内に事業実施報告書を貸付決定機関に提出するものとします。なお、知事に提出する場合は水産事務所等を経由して提出しなければならない。

3 融資機関は、事業実施報告書の提出を受けたときはその内容を審査し、速やかに、知事に県貸付金事業実施報告書を提出するものとする。

4 事業実施報告書又は県貸付金事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者及び融資機関は、その指示に従わなければならぬものとする。

5 第2項の場合において、貸付けを受けた者が法人格のない団体であるときは、事業報告書に個人別内訳を明記するものとする。

6 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
3 機器等が船舶安全法第6条第5項第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものである場合	機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合	機器等が型式承認を受け、同項の検定に合格したものである場合	検査合格証明書（船舶安全法第9条第4項）
3 機器等が船舶安全法第6条第5項第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものである場合	機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合	機器等が型式承認を受け、同項の検定に合格したものである場合	検査合格証明書（船舶安全法第9条第4項）

（貸付資格認定の取消し）

第11条 県（都道府）は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は

青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、貸付資格認定取消通知書（様式16）により借受者に通知するとともに、借受者が融資機関から貸付けを受けている場合には、融資機関に対してその旨通知し、期限前償還等の所定の手続を行わなければならぬものとする。

（期限前償還）

第12条 貸付決定機関は、借受者が次の各号の一に該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができるものとする。

（1）貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

（2）償還金の支払を怠ったとき。

（3）前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

2 知事は、融資機関が次の各号の一に該当する場合には、融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部につき、期限を付して期限前償還を請求することができるものとする。

（1）県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

（2）知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために、その業務及び資産の状況に關し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。

（3）県貸付金の償還金の支払を怠ったとき（借受者による沿岸漁業改善資金の償還を法第10条の規定により猶予したことにより、融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。

（4）前三号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

（支払の猶予の申請）

第13条 法第10条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする者は、支払猶予申請書（様式17）に知事が指定する者の証明書を添え、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の30日前までに事務再委託機関及び水産事務所等を経由して知事に提出しなければならない。

2 （略）

（支払猶予の決定）

第14条 （略）

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、支払猶予決定通知書（様式18）を当該申請者に交付するとともに、その旨を事務再委託機関、市町村等、事務委託機関及び水産事務所等に通知する（様式19）ものとする。

また、支払猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者、事務再委託機関、市町村等、事務委託機関及び水産事務所等に通知するものとする。

3 融資機関は、支払猶予申請書（様式20号）を提出するものとし、知事は、これを適当と認めた場合は、融資機関に沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書（参考様式第21号）を交付し、融資機関は沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書により申請者に通知するものとする。

4 （略）

（支払の猶予の申請）

第10条 法第10条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする者は、支払猶予申請書（様式6）

に知事が指定する者の証明書を添え、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の30日前までに事務再委託機関及び水産事務所等を経由して知事に提出しなければならない。

2 （略）

（支払猶予の決定）

第11条 （略）

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、支払猶予決定通知書（様式7）を当該申請者に交付するとともに、その旨を事務再委託機関、市町村等、事務委託機関及び水産事務所等に通知する（様式8）ものとする。

また、支払猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者、事務再委託機関、市町村等、事務委託機関及び水産事務所等に通知するものとする。

（新設）

3 （略）

(事務委託機関)  
第15条 (略)

別添 (略)

(事務委託機関)  
第12条 (略)

別添 (略)

様式1

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

知事 殿

TEL

住 所 王  
氏名又は名称及び代表者名

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定に基づき、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

(削る)

沿岸漁業改善資金貸付申請書

沿岸漁業改善資金貸付規則第 条の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金( 資金) を貸付願いたく申請します。

年 月 日

知事 殿

住 所 王  
氏名又は名称及び代表者名

TEL

受付事務再委託機関	年 月 日	番号
又は受付市町村	—	—
受理水産事務所等	—	—

資 金	種 類	償 還 期 間	据 置 期 間	資金交付		借受けようとする 事業費及び申請額	
				希 望 日	事 業 費	申 請 額	申 請 額
		年	年	月	日	千円	千円

住 所	氏 名	申請者との関係
連 備 保 証 人		

担 保 物 生
---------

1年目 月 日	2年目 月 日	3年目 月 日	償 還 計 画			事務委託 機 関	事務再委 託 機 関
			9年目 償還額	10年目 償還額	11年目 償還額	12年目 償還額	

申 請 者 の 概 要							
申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称							
事 業 開 始 の 時 期							
事 業 の 概 要							
資 本 金 の 額 領 又 は 出 資 の 総 額							
當 時 使 用 す る 従 事 者 数							

(注) 金額の数値で千円とあるものについては、千円未満の端数は切り捨てるものとする(以下同じ。)。

**経営等改善措置に関する計画**

経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金、環境対応型養殖業推進資金以外の資金用

1～3 (略)

**経営等改善措置に関する計画** (資源管理型漁業推進資金用)

1～3 (略)

**経営等改善措置に関する計画** (環境対応型養殖業推進資金用)

1～3 (略)

**経営等改善措置に関する計画** (新養殖技術導入資金用)

1～3 (略)

(別紙) (略)

**生活改善措置に関する計画**

生活合理化設備資金及び  
住居利用方式改善資金用

1～4 (略)

**生活改善措置に関する計画** (婦人・高齢者活動資金用)

1～4 (略)

**事業計画書**

経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金、環境対応型養殖業推進資金以外の資金用

1～3 (略)

**事業計画書** (資源管理型漁業推進資金用)

1～3 (略)

**事業計画書** (環境対応型養殖業推進資金用)

1～3 (略)

**事業計画書** (新養殖技術導入資金用)

1～3 (略)

(別紙) (略)

**事業計画書**

生活合理化設備資金及び  
住居利用方式改善資金用

1～4 (略)

**事業計画書** (婦人・高齢者活動資金用)

1～4 (略)

**青年漁業者等育成確保措置に関する計画** (研修教育資金用)

**事業計画書** (研修教育資金用)

1～2 (略)

**青年漁業者等育成確保措置に関する計画** (高度経営技術習得資金用)

**事業計画書** (高度経営技術習得資金用)

1～3 (略)

**青年漁業者等育成確保措置に関する計画** (漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用)  
(漁船漁業を開始する場合)

**事業計画書** (漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用)  
(漁船漁業を開始する場合)

1～3 (略)

**青年漁業者等育成確保措置に関する計画**

**事業計画書** (漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金用)  
(養殖業を開始する場合)

1～3 (略)

**青年漁業者等育成確保措置に関する計画** (漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用)  
(漁船漁業を開始する場合)

**事業計画書** (漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用)  
(漁船漁業を開始する場合)

1～3 (略)

**青年漁業者等育成確保措置に関する計画** (漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用)  
(養殖業を開始する場合)

**事業計画書** (漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金用)  
(養殖業を開始する場合)

1～3 (略)

## 沿岸漁業改善資金貸付申請書

沿岸漁業改善資金貸付規則第一條の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金（資金）を貸付  
願いたく申請します。

年 月

知事殿

住 所 王

氏名又は名称及び代表者名

受付事務再委託機関 又は受付市町村	年 <u>月</u> 日	番号
受理水産事務所等	年 <u>月</u> 日	番号

TEL

資金種類	償還期間	据置期間	資金交付希望日	借受けようとする 事業費及び申請額		
				事業量	事業費	申請額
	年 <u>月</u> 日	年 <u>月</u> 日	王田	千円		

住 所	氏 名	申請者との関係
運 費 保 証 人		

担 保 物 件
---------

償還計画						事務委託機関	事務再委託機関
1年目	2年目	3年目	9年目	10年目	11年目	12年目	
月日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	

申請者の概要	
申請者の氏名又は名称	
事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
當時使用する従事者数	

(融資機関用用)

## 沿岸漁業改善資金借入申込書

沿岸漁業改善資金貸付規則第\_\_\_\_条の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金（　　資金　）を借入  
れを申し込みます。

年 　　月　　日

融資機関の代表者 殿

住 所 王  
氏名又は名称及び代表者名

TEL

受付	融資機関	年	月	日	番号
----	------	---	---	---	----

資金	種類	償還期間	据置期間	資金交付希望日	借受けようとする 事業費及び申請額		
					事業量	事業費	申請額
		年	年	月 日		千円	千円

住 所	氏 名	申請者との關係
連 売 保 証 人		

担 保 物 件
---------

償還計画				事務委託			
1年目	2年目	3年目	9年目	10年目	11年目	12年目	機関
月日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	事務再委託機関

申請者の概要	
申請者の氏名又は名称	
事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従事者数	

様式5

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

番号  
年月日

○○県(都道府)知事

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、 年 月 日に提出された沿岸漁業改善資金( )の申請については、これを認定します。

## 沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日 付けで申請された沿岸漁業改善資金（  
資金）の貸付けについて、下記のとおり決定する。

(略)

様式7・様式8 (略)

様式9

## 沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書

番 号  
年 月 日

融資機関の代表者

殿

〇〇県（都道府）知事

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、年 月 日に提出された沿岸漁業改善資金  
(資金) の申請については、これを認定したので通知します。

## 沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

さきに申請された沿岸漁業改善資金（  
資金）の貸付けについては、下記の  
とおり決定する。

(略)

様式4・様式5 (略)

(新設)

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

番 号  
年 月 日

〇〇県（都道府）知事

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、年 月 日に提出された沿岸漁業改善資金  
(資金) の申請については、これを認定したので通知します。

沿岸漁業改善資金県（都道府）貸付金貸付申請書

番 号  
年 月 日

○○県（都道府）知事 殿

名 称 融資機関  
代 表 者

沿岸漁業改善資金助成法第3条第2項に規定する沿岸漁業改善資金の貸付けを実施するため、下記のとおり貸付金を借用したいので沿岸漁業改善資金貸付規程第 条の規定により、申請します。

記

沿岸漁業改善資金県（都道府）貸付金借入金額

（別添）  
各漁業従事者等から提出のあつた借入申込書の写し及び資料等を添付する。

## 沿岸漁業改善資金県（都道府）貸付金貸付決定通知書

番 号  
年 月 日

融資機関の代表者 殿

〇〇県（都道府）知事

年 月 日付けで申請のあつた沿岸漁業改善資金県（都道府）貸付金の貸付けについては、下記  
のとおり決定します。

記

資金の内容	
資金の用途	

貸付け決定日	貸付決定番号
平成二十二年一月一日	千四

貸付金額	
五百四十万円	千四

\* 貸還計画を別途作成添付

## 沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日 付けで申請された沿岸漁業改善資金（資金）の貸付けに

については、下記のとおり決定します。

年 月 日

嚴

名 称 融資機関  
代 表 者

資金	種類	貸付決定番号	貸付金額
償還期限		年 月 日	
償還期日		金額	摘要
第 1 回	年 <u>月</u> 日	千田	
第 2 回	年 <u>月</u> 日		
第 3 回	年 <u>月</u> 日		
第 4 回	年 <u>月</u> 日		
第 5 回	年 <u>月</u> 日		
第 6 回	年 <u>月</u> 日		
第 7 回	年 <u>月</u> 日		
第 8 回	年 <u>月</u> 日		
第 9 回	年 <u>月</u> 日		
第 10 回	年 <u>月</u> 日		
第 11 回	年 <u>月</u> 日		
第 12 回	年 <u>月</u> 日		
計			
連帯保証人		外人	
担保物件			
借用証書提出期限		年 <u>月</u> 日	資金交付日 年 <u>月</u> 日

(注) この通知書は、申請者に通知する場合のものである。

## 沿岸漁業改善資金県（都道府）貸付金支払請求書

(新設)

番                  号  
年                  月                  日

○○県（都道府）知事 殿

名                  称                  融資機関  
代                  表                  者年                  月                  日付け（貸付決定番号：                ）で貸付決定のあつた沿岸漁業改善資金県（都道府）貸付  
金の貸付けについて、下記のとおり支払を請求します。

記

今回支払請求額

様式 14

(新設)

番                  号  
年                  月                  日

○○県（都道府）知事 殿

名                  称                  融資機関  
代                  表                  者

沿岸漁業改善資金県（都道府）貸付金借用証書の提出について

年                  月                  日付けで支払を受けた沿岸漁業改善資金県（都道府）貸付金の借用証書を別添のとおり  
提出します。

## 沿岸漁業改善資金県（都道府）貸付金借用証書

番号  
年月日名 称 融資機関  
代表者

- 1 沿岸漁業改善資金県（都道府）貸付金 円借用しました。
- 2 沿岸漁業改善資金に係る法令、国の通知及び県の貸付規程、裏面の特約条項を遵守し、  
償還期日までに必ず償還することを確約いたします。

- 3 償還期限及び償還金額は、次のとおりとします。

資 金	種 類	貸付決定番号	貸付金額		
			償還期限	年 月 日	金額
第 1 回	年 月 日	円	償	年 月 日	円
第 2 回	年 月 日	円	還	年 月 日	円
第 3 回	年 月 日	円	方	年 月 日	円
第 4 回	年 月 日	円	法	年 月 日	円
第 5 回	年 月 日	円		年 月 日	円
第 6 回	年 月 日	円		年 月 日	円
第 7 回	年 月 日	円		年 月 日	円
第 8 回	年 月 日	円		年 月 日	円
第 9 回	年 月 日	円		年 月 日	円
第 10 回	年 月 日	円		年 月 日	円
第 11 回	年 月 日	円		年 月 日	円
第 12 回	年 月 日	円		年 月 日	円
			計		

（借入金の使用）

第1条 債務者（以下「乙」という。注：融資機関）は〇〇県（都道府）（以下「甲」という。）から借り受けたこの資金と同額を、（以下「丙」という。）に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同一にして転貸する。

（期限前償還）

第2条 乙は、甲が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかるわらず、直ちに債権の全部を弁済する。

(1) 乙が県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき

(2) 乙が県貸付金の償還を怠ったとき（丙に転貸した資金の償還を沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙が

県貸付金の償還を行なうことができない場合を除く。）

(3) 乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき

(4) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間ににおいて、甲

に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき

(5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があつたとき又は破産若しくは再生手続開始

の申立があつたとき

(6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入つたとき。

(7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき

(8) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき

(9) 乙が県貸付規程及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠つたとき

(10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき

（繰上償還）

第3条 乙は、償還期限にかかるわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができます。

（転貸債権の期限前償還及び繰上償還）

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にいかわらず甲に償還する。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

（経理上の措置）

第5条 乙は、この借入金の用途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行ふ。

（報告）

第6条 乙は次の各号に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

(1) この借入金の転貸により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸しき付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなつたことを知つた場合

(2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発

## 生した場合

(3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合

(4) 上記のほか、乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合

(5) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の役職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかつた場合は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償還金すべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、転貸先丙が沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつた場合においても、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

4 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

受理	年	月	日
受理	年	月	日
受理	年	月	日
貸付決定	番号	第	号
	年月日	年	月

## 沿岸漁業改善資金借用証書

資金種類		住所	姓 名	町 村	太字 番 号
借受者の氏名 又は名称	借入金額				
		第1回			千円
		第2回			千円
		第3回			千円
		第4回			千円
		第5回			千円
		第6回			千円
		第7回			千円
		第8回			千円
		第9回			千円
		第10回			千円
		第11回			千円
		第12回			千円
償還期限					
年	月	日			

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用いたしました。ついでには、〇〇県(都道府)沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約いたします。

年            月            日

融資機関の代表者 殿

住所  
氏名又は名称及び代表者名

上記資金の借受けにつき、下名は、〇〇県(都道府)沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借受者と連帶して債務の責に任じます。

氏名	住 所	姓 名	住 所
	郵 市	郵 市	町 太字 番地
	村	村	町 太字 番地

(注) 1. 資金種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について〇〇県(都道府)沿岸漁業改善資金貸付規則第            条の表に掲げる種類を記載すること。  
2. 特約条項は、様式7 沿岸漁業改善資金借用証書の特約条項を参考にし、必要に応じ条項、内容を加除して作成する。

## 沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

殿

〇〇県（都道府）知事

年 月 日付けで認定した沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消します。

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として、裁判所に処分の取消しを提起することができます（なお、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しを提起することができないことがあります。）。

## 記

1 貸し付けている資金	貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
	年 月 日		円

## 2 取消理由

（注）融資機関からの貸付けの場合、当該融資機関へ本通知書の写しを送付すること。

## 沿岸漁業改善資金貸付金支払猶予申請書

知事殿

年 月 日名 称 融資機関  
代 表 者年 月 日 付け貸付決定(貸付決定番号第 号)で借り受けしました沿岸漁業改善資金貸付金について、下記のとおり支払を猶予願いたく申請します。

記

資 金 の 種 類 借 入 金	償 返 期 日		金 領
	第 1 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	
当 初 の 債 還 方 法	第 2 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 3 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 4 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 5 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 6 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 7 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 8 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 9 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 10 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 11 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 12 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
変 更 後 の 債 還 方 法	第 1 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 2 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 3 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 4 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 5 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 6 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 7 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 8 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 9 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 10 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 11 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円
	第 12 回	年 <u>月</u> <u>日</u>	千円

(注) 資金の種類欄には、経営改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれらの資金について、○○県(都道府)沿岸漁業改善資金貸付規則第 条の表に掲げる種類を記載すること。(別添)  
各漁業従事者等から提出のあつた沿岸漁業改善資金支払猶予申請書の写しを添付

## 沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書

決定番号 年 第 号

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）の沿岸漁業改善資金県貸付  
金については、下記のとおり決定したので通知します。名 称 融資機関  
代表者

## 記 知事

資金の種類		借入金額	償還期日	金額
当初の償還方法	変更後の償還方法			
第1回	第1回	千円	年 月 日	千円
第2回	第2回	千円	年 月 日	千円
第3回	第3回	千円	年 月 日	千円
第4回	第4回	千円	年 月 日	千円
第5回	第5回	千円	年 月 日	千円
第6回	第6回	千円	年 月 日	千円
第7回	第7回	千円	年 月 日	千円
第8回	第8回	千円	年 月 日	千円
第9回	第9回	千円	年 月 日	千円
第10回	第10回	千円	年 月 日	千円
第11回	第11回	千円	年 月 日	千円
第12回	第12回	千円	年 月 日	千円
			償還期日	金額
			第1回	千円
			第2回	千円
			第3回	千円
			第4回	千円
			第5回	千円
			第6回	千円
			第7回	千円
			第8回	千円
			第9回	千円
			第10回	千円
			第11回	千円
			第12回	千円

(注) 資金の種類欄には、経営改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について、○○県（都道府）沿岸漁業改善資金貸付規則第 条の表に掲げる種類を記載すること。

県（都道府）沿岸漁業改善資金貸付規程により行う沿岸漁業改善資金の貸付は同規程によるほか、この基準によるものとする。

第1 (略)  
第2 (略)  
第3 (略)

第4 認定申請書の提出期日及び貸付金の貸付決定期日

認定申請書の提出期日及び貸付金の貸付決定期日は、次のとおりとする。

		貸付申請書の提出期日			貸付金の貸付決定期日		
		第1回	月 日	月 日	第1回	月 日	月 日
		第2回	・	・	第2回	・	・
		・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・

(注) 認定申請書の提出期日と貸付決定期日の間隔は、おおむね1月とすること。

## 沿岸漁業改善資金制度運営事務の処理基準例

第1 資金貸付事務

1. 貸付回数と貸付決定期日

都道府県は、資金の貸付決定を年数回に分けて行うとともに、その期日を定めるものとする。

2. 認定申請書の提出

(1) 都道府県は、前項で定めた貸付決定期日ごとに貸付申請書の提出期日を定めるものとする。

(2) 都道府県は、貸付けを受けようとする者に対し、前号で定める期日までに貸付申請書を提出させるものとする。

3. 貸付審査及び決定

都道府県は、前項の規定により貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに当該申請書を審査して貸付けの可否を決定するものとする。  
都道府県は、前項の規定により貸付資格認定申請書の提出を受けたときは、速やかに当該申請書を審査して貸付けの可否を決定するものとする。

4. 貸付決定の通知等

都道府県は、前項の規定により貸付資格及び貸付けの決定をしたときは、速やかに貸付資格認定書及び貸付決定通知書等を貸付機関に送付するものとする。  
都道府県は、前項の規定により貸付資格及び貸付けの決定をしたときは、速やかに貸付資格認定書及び貸付決定通知書等を受けた者及び関係機関に送付するものとする。

5～8 (略)

第2 (略)

県（都道府）沿岸漁業改善資金貸付規程により行う沿岸漁業改善資金の貸付は同規程によるほか、この基準によるものとする。

- 第1 (略)  
第2 (略)  
第3 (略)
- 第4 認定申請書の提出期日及び貸付金の貸付決定期日

認定申請書の提出期日及び貸付金の貸付決定期日は、次のとおりとする。

		貸付申請書の提出期日			貸付金の貸付決定期日		
		第1回	月 日	月 日	第1回	月 日	月 日
		第2回	・	・	第2回	・	・
		・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・

(注) 貸付申請書の提出期日と貸付決定期日の間隔は、おおむね1月とすること。

## 沿岸漁業改善資金制度運営事務の処理基準例

第1 資金貸付事務

1. 貸付回数と貸付決定期日

都道府県は、資金の貸付決定を年数回に分けて行うとともに、その期日を定めるものとする。

2. 貸付申請書の提出

(1) 都道府県は、前項で定めた貸付決定期日ごとに貸付申請書の提出期日を定めるものとする。

(2) 都道府県は、貸付けを受けようとする者に対し、前号で定める期日までに貸付申請書を提出させるものとする。

3. 貸付資格及び決定

都道府県は、前項の規定により貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに当該申請書を審査して貸付けの可否を決定するものとする。  
都道府県は、前項の規定により貸付資格認定申請書の提出を受けたときは、速やかに当該申請書を審査して貸付けの可否を決定するものとする。

4. 貸付決定の通知等

都道府県は、前項の規定により貸付資格及び貸付けの決定をしたときは、速やかに貸付資格認定書及び貸付決定通知書等を貸付機関に送付するものとする。  
都道府県は、前項の規定により貸付資格及び貸付けの決定をしたときは、速やかに貸付資格認定書及び貸付決定通知書等を受けた者及び関係機関に送付するものとする。

5～8 (略)

第2 (略)